平成 31 年度(令和元年度) 包括外部監査の結果報告書 (概要版)

子ども子育て・若者支援に関する 財務事務の執行及び管理について

> 令和2年3月 長野県包括外部監査人 柴田 博康

目 次

第1 総論	. 1
I. 包括外部監査の概要	. 1
1. 外部監査の種類	. 1
2. 選定した特定の事件	. 1
3. 外部監査の対象期間	. 1
4. 事件を選定した理由	. 1
5. 外部監査の実施期間	. 1
6. 監査対象機関	. 1
7. 監査従事者	. 2
8. 利害関係	. 2
Ⅱ. 包括外部監査の視点と方法	. 2
1. 包括外部監査の視点	. 2
2. 包括外部監査の方法	. 2
第 2 選定した特定の事件の概要	. 3
I. 子ども子育て・若者支援に関する国の対応	. 3
1. 少子化社会対策と子ども・若者育成支援の2つの流れ	. 3
2. 少子化社会対策の流れ	. 3
3. 子ども・子育て育成支援の流れ	. 3
Ⅱ. 子ども・若者・女性についての長野県の状況	. 4
1. 少子化の進展	. 4
2. 若者の就労	. 6
3. 女性の就労	. 9
4. 貧困格差	. 10
5. 児童虐待	. 11
6. 障がい・発達障がい	. 12
Ⅲ. 子ども子育て・若者支援に関する長野県の対応	. 13
1.「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」の公布	. 13
2.「長野県子ども・子育て支援事業支援計画」の策定	. 13
3. しあわせ信州創造プラン 2.0」長野県総合 5ヵ年計画の策定	. 13
4.「長野県子ども・若者支援総合計画」と「長野県子ども・子育て支援事業支援計画」の	
策定	. 13
IV. 監査対象とした事業の概要	. 14
第3 監査結果の総評	. 18
I. 主な監査の結果・意見	. 18
Ⅱ.「監査の結果(指摘)」及び「監査の意見」一覧	. 21
1. 監査の結果(指摘)・意見の項目数	. 21
2.「監査の結果(指摘)」・「監査の意見」の概要	. 22
第4 監査の結果及び意見	. 25

Ι	. <i>"</i>	て世代サポート課	25
	1.	ながの出会い応援プロジェクト(長野県婚活支援センター事業)	25
	2.	青少年の健全育成事業	26
	3.	困難を有する子ども・若者支援事業	27
	4.	発達障がい者支援事業	28
П	. :	- ども・家庭課	30
	1.	児童相談所・一時保護所運営事業	30
	2.	児童家庭支援センター運営事業	30
	3.	家庭福祉相談事業	31
	4.	児童養護施設等環境改善事業	31
	5.	施設型給付費補助事業	32
	6.	子ども・子育て支援事業	33
	7.	児童館等施設整備事業	34
Ш	. 毛	仏学振興課	35
	1.	私立高等学校等の保護者負担軽減のための支援事業	35
IV	7. 店	S.等教育振興課	36
	1.	公立大学法人長野県立大学関連事業(公立大学法人運営費交付金)	36
	2.	信州で学ぼう!魅力発信事業、信州で学ぼう!大学発信事業補助金、大学生海外	
		インターンシップ支援事業	36
V	. 坦	也域福祉課	37
	1.	信州パーソナル・サポート事業(自立相談支援事業)	37
	2.	信州パーソナル・サポート事業(就労準備支援事業)	38
	3.	信州パーソナル・サポート事業 (家計相談支援事業)	39
	4.	信州パーソナル・サポート事業(生活困窮家庭の子どもに対する学習支援事業)	40
V	[. 伢	R健・疾病対策課	42
	1.	心身障害発生予防事業	42
VI	[. 障	節がい者支援課	43
	1.	障がい児(者)地域療育等支援事業	43
	2.	障害児施設給付費等支弁事業 - 障害児通所施設給付費	43
	3.	社会福祉施設等整備事業 - 入所及び日中系サービス施設等の創設及び大規模修繕	44
VII	[.	f働雇用課	45
	1.	ジョブカフェ信州運営事業	45
	2.	信州正社員チャレンジ応援事業	46
	3.	就職困難者のための就職サポート事業	47
	4.	多様な働き方普及促進事業	48
IX		記地機関	
		児童相談所(中央児童相談所・松本児童相談所・児童相談所広域支援センター)	
	2.	松本あさひ学園	51
	3	信禮受園	53

第1 総論

I. 包括外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件

子ども子育て・若者支援に関する財務事務の執行及び管理について

3. 外部監査の対象期間

原則として平成30年度(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで) ただし必要に応じて平成29年度以前及び平成31年度(令和元年度)の執行分を含む

4. 事件を選定した理由

我が国は人口減少が続いており、長野県においても平成 12 年の 221 万人を頂点に減少に転じ、平成 29 年の人口は 208 万人となっている。当面は急激な人口減少が継続すると予測されており、15 歳から 64 歳の生産年齢人口の割合は全国を下回り、65 歳以上の高齢人口割合は全国を上回っている。子どもや若者を取り巻く環境は、IT 技術の革新を背景とした SNS 等の普及と利活用により劇的に変化している。我が国の子供の貧困率は、先進国の中でも比較的高く、さらに、近年では児童虐待、児童福祉、若者の就労などが社会問題となっている。

このような状況下、本県においては、社会保障、産業育成、財政健全化を持続可能な仕組みとするために、人口の自然減や社会減を抑制する施策や子ども・子育て支援等が計画され実施されている。 平成26年7月に「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」が公布されており、平成30年には「しあわせ信州創造プラン2.0」長野県総合5ヵ年計画が策定され、さらに、子ども子育て・若者支援施策の個別計画として位置付けられている「長野県子ども・若者支援総合計画」や「長野県子ども・子育て支援事業支援計画」が策定されている。

これからの長野県の未来を担う子ども・若者に対する支援は、県民の関心も高いと考えられることから、子ども子育て・若者支援に関する財務事務に関し合規性、経済性、効率性及び有効性の観点から検討をすることは有用であると判断し監査テーマとして選定した。

5. 外部監査の実施期間

令和元年7月8日から令和2年3月9日まで

6. 監査対象機関

県民文化部、健康福祉部、産業労働部 子ども子育て・若者支援に関する事務事業を所管する現地機関

7. 監査従事者

包括外部監査人	公認会計士	柴田	博康
監査補助者	公認会計士	水城	由貴
同	公認会計士	高岡	敏夫
司	公認会計士	宮本	和之
司	公認会計士	井上	光昭
司	公認会計士	柄澤	千恵子
同	公認会計士	原	茂

8. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

Ⅱ. 包括外部監査の視点と方法

1. 包括外部監査の視点

子ども子育て・若者支援に関する財務事務は、条例や規則等の関係法令に準拠し公平かつ適正に 実施されているか。

合規性の視点から事業に係る財務事務の執行や手続などが、関連する法令・条例・規則・県の定めた要綱などに準拠しているかを検証するものである。

子ども子育て・若者支援に関する財務事務は、事業目的に整合し、経済的・効率的に実施されているか。

有効性の視点から事業の目的に整合する目標値等を設定しているか。経済性・効率性の視点から 事業は効率的に実施され、費用対効果の確認をしているか。

2. 包括外部監査の方法

実施した主な監査手続は以下のとおりである。

(1) 概要の把握

監査対象事業の概要を把握するため、子ども子育て・若者支援関連施策を所管する部署より資料を入手のうえヒアリングを実施した。

(2) 監査対象とした所管部署

事業内容に関する説明資料、当該事業の活動実績を示す資料等を入手し、調査分析を実施した。 監査対象部署にヒアリングを実施した。

予算執行に関連する書類の閲覧等を実施し、関連する法令・条例・規則等にしたがって業務が 実施されているかを検討した。

(3) 監査対象とした現地機関

監査対象とした現地機関に対しては、現地調査を実施し、公表されている資料及び関連する文書を閲覧するともに担当者にヒアリングを実施した。

第2 選定した特定の事件の概要

I. 子ども子育で・若者支援に関する国の対応

1. 少子化社会対策と子ども・若者育成支援の2つの流れ

わが国における子ども子育て・若者支援に関する国の対応については、1990(平成 2)年のいわゆる「1.57ショック」を出発点とする少子化社会対策の流れと、2000年代初頭のニート・ひきこもりや児童虐待の重大事案の発生などを出発点とする子ども・若者育成支援の流れがある。

2. 少子化社会対策の流れ

少子化社会対策の流れについては、「1.57 ショック」を発端として、少子化の流れがもう元には戻れない水準にまで達しつつあることが認識されるようになったことが出発点である。そして、2003 (平成 15) 年7月に少子化社会対策基本法が成立し、同年9月1日から施行された。同法の下、政府は2004 (平成 16) 年の「少子化社会政策大綱」、2010 (平成 22) 年の「子ども・子育てビジョン」に続いて、2015 (平成 27) 年3月に「少子化社会対策大綱」を閣議決定した。

この 2015 (平成 27) 年の「少子化社会対策大綱」においては、従来の少子化対策の枠組みを越えて、新たに結婚の支援を加え、子育て支援策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化の 5 つの重点課題を設けている。また、重点課題に加え、長期的視点に立って、きめ細かな少子化対策を総合的に推進することとした。

その基本的な考え方として、(1)結婚や子育てしやすい環境となるよう、社会全体を見直し、これまで以上に対策を充実させること、(2)個々人が結婚や子供についての希望を実現できる社会を作ること、(3)「結婚、妊娠・出産、子育ての各段階に応じた切れ目のない取組」と「地域・企業など社会全体の取組」を両輪として、きめ細かく対応すること、(4)今後5年間を「集中取組期間」と位置づけ、重点課題を設定し、政策を効果的かつ集中的に投入すること、(5)長期展望に立って、子供への資源配分を大胆に拡充し、継続的かつ総合的な対策を推進すること、が盛り込まれている。

また、2003 (平成 15) 年 7 月には次世代育成対策推進法が 10 年間の時限立法として成立したが、2014 (平成 26) にさらに 10 年延長された。

3. 子ども・子育て育成支援の流れ

子ども・若者育成支援の流れについては、児童虐待の重大事案の度重なる発生やニート・ひきこもり問題の顕在化を発端として、個々人のモラルや努力だけでは解決できない社会問題であることが認識されるようになった。そして、2009 (平成21) 年7月に子ども・若者育成支援推進法が成立し、2010 (平成22) 年4月1日から施行された。同法の下、政府は同年の「子ども・若者ビジョン」に続いて、2018 (平成30) 年2月に「子供・若者育成支援推進大綱」を閣議決定した。

この2018 (平成30) 年「子供・若者育成支援推進大綱」においては、全ての子供・若者が健やかに成長し、自立・活躍できる社会を目指して、全ての子供・若者の自尊感情や自己肯定感を育み多様な他者と協働しながら明るい未来を切り拓くこと、子供・若者の育成支援が社会全体で取り組むべき課題であること、全ての子供・若者が健やかに成長して自立・活躍できる社会の実現を総がかりで目指すこととした。

その基本的な方針として、5つの重点課題が盛り込まれた。

すなわち、(1)全ての子供・若者の健やかな育成、(2)困難を有する子供・若者やその家族の支援、(3)子供・若者の成長のための社会環境の整備、(4)子供・若者の成長を支える担い手の要請、

(5) 創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援、である。

そして、2012 (平成 24) 年 8 月、少子化社会対策の流れと合わせて、子ども・子育て支援法を含む子ども・子育て関連 3 法が成立し、同月以降、段階的に施行された。

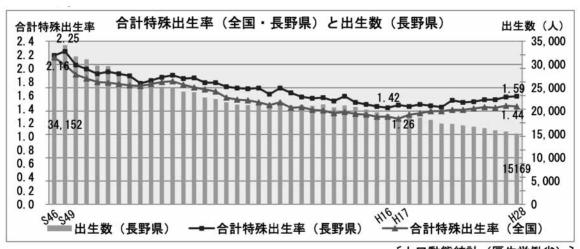
Ⅱ. 子ども・若者・女性についての長野県の状況

1. 少子化の進展

全国の合計特殊出生率は、第2次ベビーブーム期(昭和 46~49 年)以降低下傾向が続き、1990(平成2)年の「1.57ショック」以降も低下が続き、平成17年(2005 年)には1.26まで落ち込んだが、その後やや回復し、平成28年(2016年)には1.44となった。

長野県の合計特殊出生率は、全国平均を上回るものの、全国と同様に低下傾向が続き、平成16年(2004年)には1.42まで落ち込んだが、その後やや回復し、平成28年(2016年)には1.59で、都道府県別で第12位となっている。

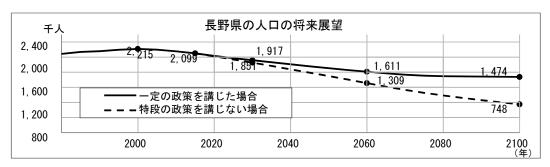
長野県の出生数は、第2次ベビーブーム期の昭和 49 年(1974 年)には約 34,000 人に達していたが、その後長期的に減少傾向が続いた。近年、合計特殊出生率はやや回復傾向にあるが、出産適齢期の女性の人口が減少しているため、出生数の減少傾向は継続している。



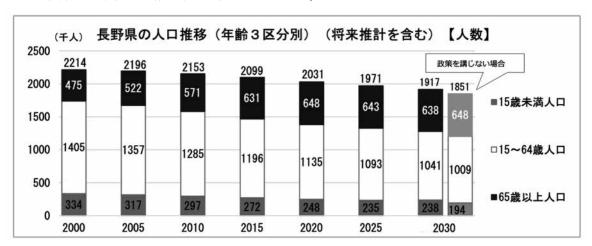
[人口動態統計(厚生労働省)]

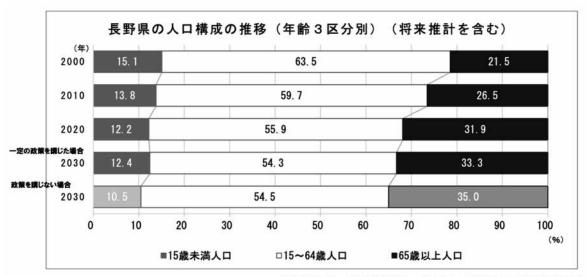
他方、長野県の総人口は、平成 13 年 (2001 年) の約 222 万人をピークとして減少に転じ、平成 27 年 (2015 年) には 209 万 9 千人となった。今後も長期にわたって減少傾向が続き、2030 年に は一定の政策を講じた場合 191 万 7 千人、特段の政策を講じない場合 185 万 1 千人まで減少する と見込まれている。

また、2100 年には、一定の政策を講じた場合 147 万 4 千人、特段の政策を講じない場合 74 万 8 千人まで減少すると見込まれている。



そして、少子化の進行により、特段の政策を講じなければ、2030 年には子どもの人口は 2015 年の約 71%まで減少すると見込まれている。また、平均寿命の伸長と相まって、一定の政策を講じた場合であっても高齢化率は 2030 年に 33.3%に達する一方、年少人口の割合は12.4% (特段の政策を講じない場合 10.5%) まで減少すると見込まれている。

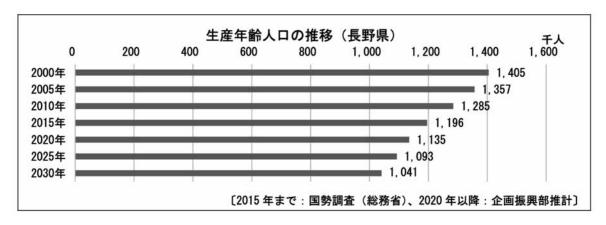


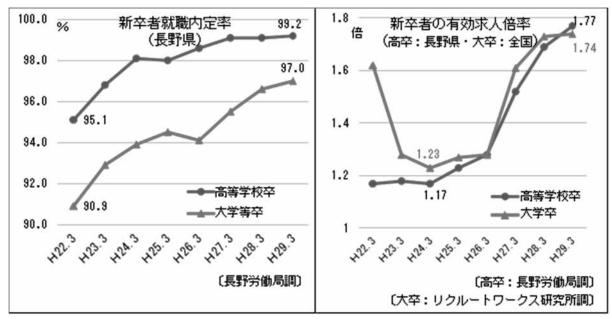


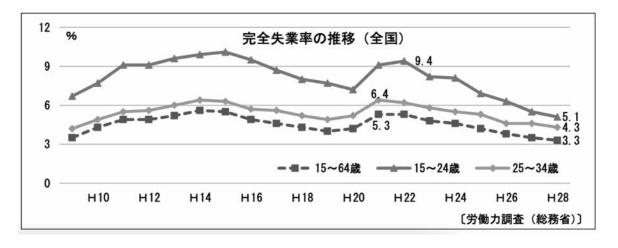
[2015年までは国勢調査。2020年以降は企画振興部推計]

2. 若者の就労

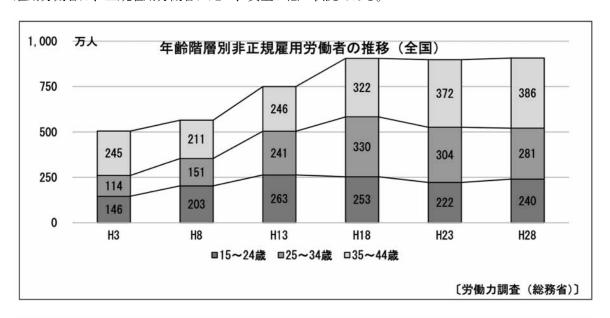
生産年齢人口の減少や景気回復に伴い、新卒者に対する求人倍率、就職内定率ともに高い水準を維持している。また、失業率は改善傾向にあるが、他の年齢層と比較して若年層の失業率は高くなっている。

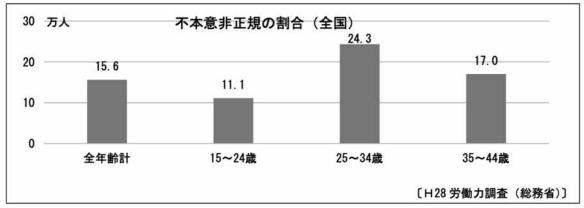


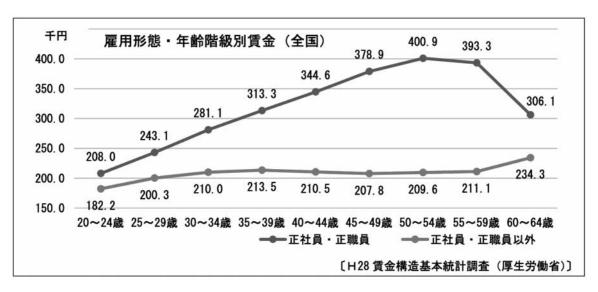




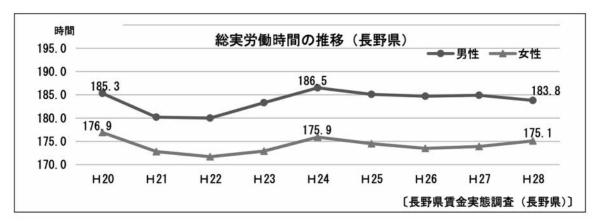
若年の非正規雇用労働者は、全国的に高い水準にある。正社員として働く機会が得られず、非正規雇用で働いている者(不本意非正規)の割合は、25~34歳の年齢層で高くなっている。また、非正規雇用労働者は、正規雇用労働者に比べ、賃金が低い状況である。



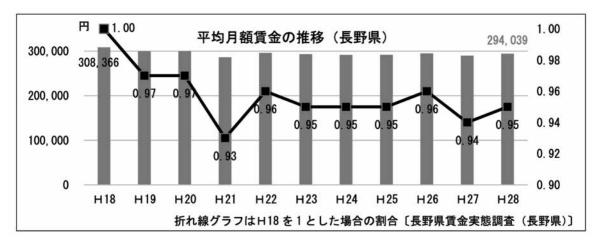




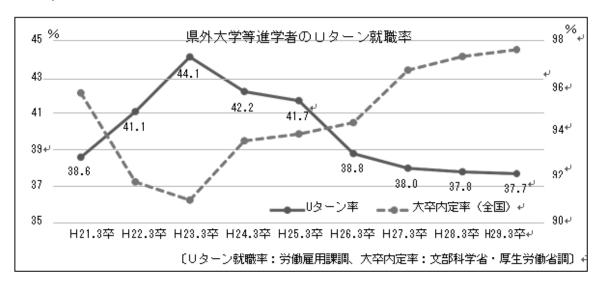
県内の総実労働時間は、景気変動等に伴う所定外労働時間の増減の影響があるものの、概ね横ばいの状況である。

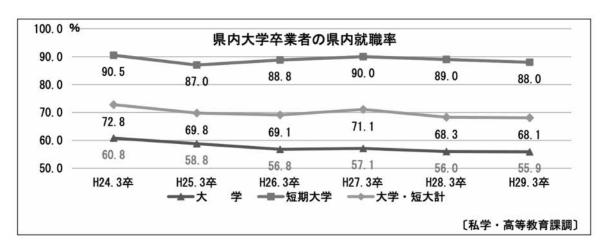


平均月額賃金は、近年横ばい状態で、リーマンショック前の水準を回復していない。



長野県出身の県外大学等への進学者のUターン就職率は、景気回復による雇用情勢の改善に伴い減 少傾向にある。また、県内大学卒業者の県内就職率は、比較的高い水準を維持しているが、微減傾向 にある。





大卒就職者の3~4人に1人が3年以内に離職している。

新規大学卒業者の3年以内離職率 (H25年3月卒)

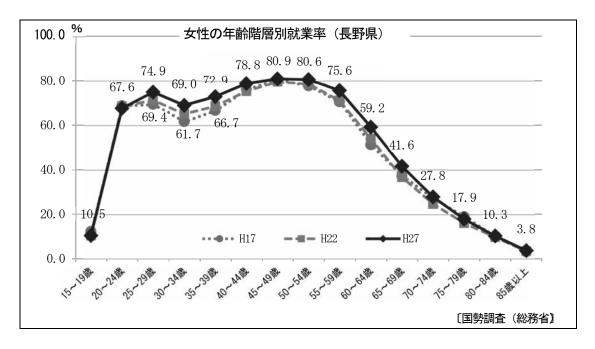
全 国	長野県
31.9%	28. 7%

[H28 新規学卒者の離職状況 (厚生労働省)]

3. 女性の就労

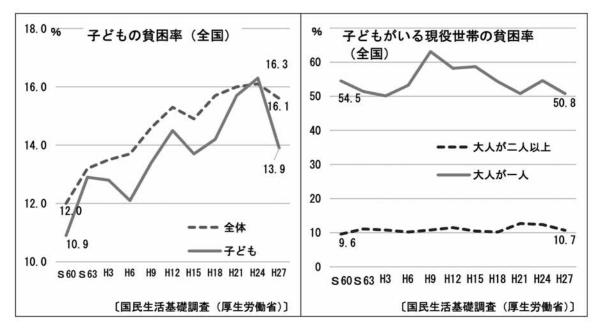
長野県における女性の年齢階層別就業率について、20 歳代後半から30 歳代後半の子育て期の就業率は、平成17年と比較して上昇している。(20歳代後半5.5ポイント、30歳代前半7.3ポイント、30歳代後半6.2ポイント上昇)

しかし、30歳代前半の女性の就業率は、20歳代後半より5.9ポイント減少し、70%を下回っている。いわゆるM字カーブが依然として見られる。



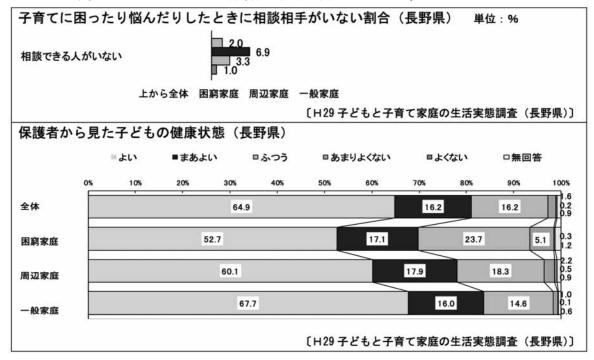
4. 貧困格差

全国の子どもの貧困率は、平成 27 年に 13.9%となり、平成 24 年より 2.4 ポイント改善したが、7人に1人の子どもが相対的貧困の状況にある。また、世帯構成別に見ると、大人が2人以上の家庭に対し、ひとり親家庭等大人が一人の家庭の相対的貧困率※は約5倍となっている。



※相対的貧困率:世帯の可処分所得などをもとに子どもを含めて家族一人ひとりの所得を仮に計算 し、順番に並べた時、真ん中の人の額の半額(貧困線)に満たない人の割合

困窮家庭においては、子育でに困ったり悩んだりしたときに相談できる相手がいない割合が高く、 子どもの健康状態がよくないと感じる保護者の割合も高くなっている。



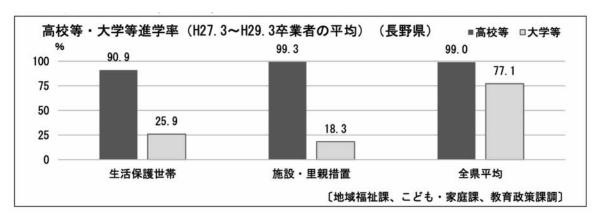
希望する子育て支援サービスについて、困窮家庭においては、一般家庭よりも就学費用の負担軽減を挙げる割合が高くなっている。

※困窮家庭…子供の世帯において、①低所得、②家計の逼迫、③子供の体験や所有物の欠如、のうち、いずれか2つ以上に該当する家庭

- ※周辺家庭…上記①~③のうち、いずれか1つに該当する家庭
- ※一般家庭…上記①~③のうち、いずれにも該当しない家庭

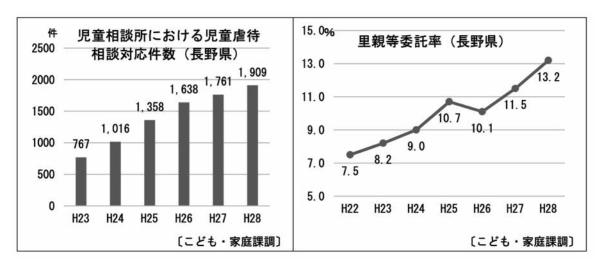


生活保護世帯の子どもや施設・里親に措置された子どもは、大学等の高等教育機関への進学率が全 県平均と比較して著しく低い状況にある。また、生活保護世帯では、高校等進学率もやや低い状況で ある。



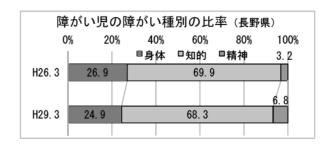
5. 児童虐待

児童相談所における児童虐待の相談対応件数は急増しており、5年前の約2.5倍に達している。 また、里親等委託率は、上昇しているが、全国平均(H28:18.3%)には達していない。



6. 障がい・発達障がい

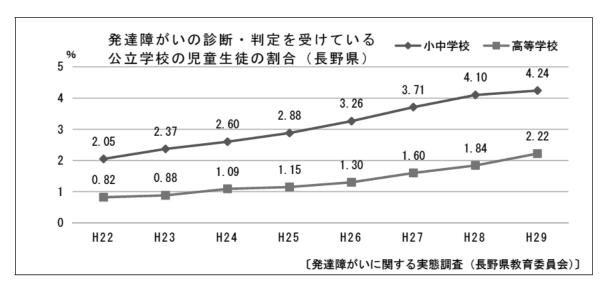
障がい児数は、平成 26 年から 29 年までの 3 年間で 4.6%増加している。そのうち精神障がい児は 2.2 倍と大きく増加している。



障がい児数の推移(長野県) 単位:人				
区分	身体	知的	精神	計
H26. 3	1, 423	3, 699	170	5, 292
H29. 3	1, 379	3, 777	378	5, 534
増減	△44	78	208	242

障害者手帳、療育手帳の所持者数 (18 歳未満) [保健・疾病対策課、障がい者支援課調]

医師の診断や臨床心理士、児童相談所等の専門機関から発達障がいの判定を受けている児童生徒数 (高等学校は医師の診断)の割合は、平成22年から平成29年の間で小・中学校2.1倍、高等学校2.7 倍に増加している。



Ⅲ. 子ども子育で・若者支援に関する長野県の対応

1. 「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」の公布

以上のような、国の少子化社会対策や子ども・若者育成支援対策、長野県における現状を踏まえ、 長野県においても必要な対策を実現するべく、政策の立案・実施が行われてきている。

長野県議会は平成26年6月定例会において、「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例案」を平成26年7月4日に可決し、「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」が平成26年7月6日に公布され施行された。

2. 「長野県子ども・子育て支援事業支援計画」の策定

前計画である「ながの子ども・子育て応援計画」(計画期間:平成 22~26 年度)が概ね計画どおりに推移してきたことを受けて、平成 27 年 3 月、長野県は「長野県子ども・子育て支援事業支援計画」(計画期間:平成 27~31 年度)を策定した。この「長野県子ども・子育て支援事業支援計画」は子ども・子育て支援法に基づく計画であり、次世代育成支援対策推進法による都道府県計画の一部を構成している。そして、その基本目標は、前計画と同様、「みんなで支える子育て安心県」の構築となっている。

3. しあわせ信州創造プラン 2.0」長野県総合 5ヵ年計画の策定

長野県議会は平成30年2月定例会において、知事提出議案である「長野県総合5か年計画の策定について」を平成30年3月14日に原案どおり可決した。この「長野県総合5か年計画」には、「しあわせ信州創造プラン2.0~学びと自治の力で開く新時代~」という副題がつけられており、この計画の対象年度は平成30年度~令和4年度となっている。

この「長野県総合 5 か年計画」は、直前の総合 5 か年計画(対象年度: 平成 25 年度~平成 29 年度)をうけた、長野県政策運営の基本となる総合計画となっている。

そして、この「長野県総合5か年計画」に関連する87の個別計画のなかに、「長野県子ども・若者 支援総合計画」が含まれている。

4. 「長野県子ども・若者支援総合計画」と「長野県子ども・子育て支援事業支援計画」の策定

「長野県子ども・若者支援総合計画」は、「長野県総合5か年計画」の個別計画の1つに位置づけられるものであり、その対象年度は平成30年度~令和4年度となっている。

その冒頭部分である「はじめに」には次の記載がある。

「長野県子ども・若者支援総合計画」は、「しあわせ信州創造プラン 2.0」の子ども・若者関連施策の個別計画として位置付ける計画で、子ども・若者や子育て世代など県民の皆様との対話や実態調査に基づき、その夢や希望を受け止め、県として初めて子ども・若者施策を横断的かつ一体的にまとめた総合計画です。県民の思いに寄り添いながら安心で希望あふれる社会をつくるという観点から「誰にでも居場所と出番がある県づくり」の子ども・若者分野における具体的な取組をまとめました。

※傍線は監査人記載

「長野県子ども・若者支援総合計画」では、めざしたい姿とその戦略についての記載がある。め ざしたい姿の基本目標は「子ども・若者の未来の応援」である。

めざしたい姿についてはさらに3つの項目に分かれている。

- 1 子どもを産み、育てやすい環境づくり 一少子化への歯止め一
- 2 置かれた環境にかかわらず自分の未来を切り拓ける社会づくり
- 3 子どもたちの生き抜く力を育む

他方、「長野県子ども・子育で支援事業支援計画」は、国において平成24年8月に「子ども・子育で支援法」をはじめとする「子ども・子育で関連3法」が制定され、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育で支援の充実等を図ることを目的とする「子ども・子育で支援新制度」が、平成27年4月より本格施行されることになったことを受けて、各市町村が定める「市町村子ども・子育で支援事業計画」の推進を支援するため、長野県が制定したものである。

Ⅳ. 監査対象とした事業の概要

県において実施されている子ども子育て・若者支援施策に関連する事業は、多岐にわたり取り組まれている。監査を効果的・効率的に実施するため、監査対象事業は、主に長野県子ども・若者支援総合計画及び長野県子ども・子育て支援事業支援計画において実施されている事業を抽出し監査を実施した。

・次世代サポート課

事業名	平成30年度決算額(単位:千円)
ながの出会い応援プロジェクト(長野県婚活支援セン	14,619
ター事業)	14,019
子ども・子育て応援事業(長野県将来世代応援県民会議	0.006
補助事業)	8,226
青少年の健全育成事業	19,802
困難を有する子ども・若者支援事業	36,548
発達障がい者支援事業	69,017
官民協働の子どもの居場所「信州こどもカフェ」推進事	4.002
業	4,093

・子ども・家庭課

事業名	平成 30 年度決算額(単位:千円)
子ども支援センター運営事業	10,016
児童相談所・一時保護所運営事業	142,683
児童家庭支援センター運営事業	27,826
児童虐待・DV24 時間ホットライン	11,241
家庭福祉相談事業	24,912
子どもの生活・学習支援事業	1,854

事業名	平成30年度決算額(単位:千円)
児童養護施設等環境改善事業	486
保育専門相談員設置事業	22,330
施設型給付費補助事業	2,388,657
多子世帯保育料減免事業	276,890
子育て支援総合助成金事業	100,283
子ども・子育て支援事業	1,324,081
親と子のいきいき講座事業	1,717
職業能力開発事業	27,795
就業・自立支援センター事業	13,027
児童館等施設整備事業	52,966

• 私学振興課

事業名	平成 30 年度決算額(単位:千円)
私立学校教育振興費補助金	6,155,217
認定こども園等への支援	605,364
私立高等学校等の保護者負担軽減のための支援事業	2,070,336
私学財団等への支援(退職資金等)	311,442
事務費等	20,627

・高等教育振興課

事業名	平成 30 年度決算額(単位:千円)
公立大学法人長野県立大学関連事業	435
公立大学法人総務費	435
公立大学法人長野県立大学関連事業	1 255 072
公立大学法人運営費交付金	1,255,072
長野県立大学施設整備事業	246,007
信州高等教育支援センター運営事業	5,241
信州で学ぼう!魅力発信事業	3,111
LINE での情報発信	
信州で学ぼう!魅力発信事業	594
SNSでの情報発信	
信州で学ぼう!魅力発信事業	376
パンフレットの配布	
信州で学ぼう!大学発信事業補助金	1,000
大学生海外インターンシップ支援事業	1,482
清泉女学院大学看護学部設置事業補助金	415,550
長野保健医療大学看護学部設置事業補助金	300,000

事業名	平成 30 年度決算額(単位:千円)
その他経費	
宗教法人事務嘱託員	2,263
高等教育参与	50
高等教育コンソーシアム信州特別会員負担金	100
事務費	1,182

• 健康福祉政策課

事業名	平成30年度決算額(単位:千円)
福祉医療費給付事業	4 204 562
福祉医療費給付事業補助金	4,304,563

• 地域福祉課

事業名	平成30年度決算額(単位:千円)
信州パーソナル・サポート事業(自立相談支援事業)	97,816
信州パーソナル・サポート事業(住居確保給付金)	143
信州パーソナル・サポート事業(就労準備支援事業)	29,900
信州パーソナル・サポート事業(家計相談支援事業)	13,187
信州パーソナル・サポート事業(一時生活支援事業)	474
信州パーソナル・サポート事業 (生活困窮家庭の子ども	4 000
に対する学習支援事業)	4,890
信州パーソナル・サポート事業(支援人材等育成事業)	740
信州パーソナル・サポート事業(生活困窮者の「絆」再	2 200
生等事業)	3,300
被保護者就労支援事業	12,071
生活福祉資金貸付事業	40,492

・保健・疾病対策課

事業名	平成 30 年度決算額(単位:千円)		
周産期医療対策事業 (周産期医療連絡調整協議会)	409		
小児初期救急医療体制整備事業 30			
信州母子保健推進センター事業			
母子保健推進事業			
心身障害発生予防事業			
母子医療給付事業	316,986		

・障がい者支援課

事業名	平成30年度決算額(単位:千円)
障がい児(者)地域療育等支援事業	124,809
信州あいサポート運動推進事業	8,987
障害児施設給付費等支弁事業	051 125
障害児通所施設給付費	951,135
社会福祉施設等整備事業	
入所及び日中系サービス施設等の創設及び大規模修	172,023
繕	
障がい者虐待防止対策支援事業	710
特別児童扶養手当給付事業	15,330

• 労働雇用課

事業名	平成 30 年度決算額(単位:千円)
ジョブカフェ信州運営事業	53,699
信州正社員チャレンジ応援事業	20,862
就職困難者のための就職サポート事業	13,354
多様な働き方普及促進事業	27,297
はたらく女性応援プロジェクト事業	35,889
IT 活用による新たな働き方普及事業	15,276

• 現地機関

事業名	平成30年度決算額(単位:千円)
中央児童相談所	
松本児童相談所	142,683
児童相談所広域支援センター	
松本あさひ学園	197,711
信濃学園	271,331

第3 監査結果の総評

I. 主な監査の結果・意見

県は、国の少子化社会対策・子ども若者育成支援対策を受け、また、長野県における現状を踏まえ、 長野県においても必要な対策を実現するべく、政策の立案・実施を行っている。

「長野県子ども・若者支援総合計画」は、県で初めて子ども・若者施策を横断的かつ一体的にまとめた総合計画であり、しあわせ信州創造プラン 2.0 の「誰にでも居場所と出番がある県づくり」の子ども・若者分野における具体的な取組をまとめたものである。

他方、「長野県子ども・子育て支援事業支援計画」は、国において平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図ることを目的とする「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月より施行されることになったことを受けて、各市町村が定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」の推進を支援するため、長野県が制定したものである。

以下にこれらに関連する主要施策及び財務事務が、長野県子ども・若者支援総合計画及び長野県子ども・子育て支援事業支援計画の目標を実現するよう経済的・効率的・効果的に執行さているかという観点から行った主な監査の結果・意見を記述した。

また、「Ⅱ. 監査結果(指摘)及び監査の意見一覧」において監査の結果(指摘)・意見の項目数と 監査の結果(指摘)・意見の概要を記載し、「第4監査の結果・意見」で所管課別に監査の結果・意見 を記述している。

(総括意見1)市町村及び関係諸団体との更なる連携・協働について

長野県は、南北に長く、山に囲まれた広大な県土の中に、盆地や谷ごと、都市部と山間部が近接して地域が形成されており、それぞれ独自の文化が育まれ自主自立の県民性が醸成された特性を持っている。県内の市町村数は、市19町23村35の計77であり、他の都道府県と比較しても多数となっている。各市町村は地域性や財政状況など抱えている固有の実情があるなかで、子ども子育て・若者の関連施策・事業の取り組みを行っている。

また、子ども子育て・若者支援事業は、多くの委託事業及び補助事業を社会福祉法人、市町村の社会福祉協議会、NPOなどで取り組まれている。

県は、市町村の子ども子育て・若者の関連施策の取り組み状況を把握するため、現在取り取り組んでいる各事業の情報収集や市町村との情報共有を行っているとのことである。市町村が実施主体として実施されている事業の実情を把握・分析し、事業の実施状況の実態を把握することにより、事業を推進するため具体的にどのような施策が有効かなどを検討することが必要である。

さらに県は、事業を行うにあたりより深く関与して、市町村の自立性を尊重しながら適切な役割分担を図りつつ、また、社会福祉法人、市町村の社会福祉協議会、NPOなど関係諸団体との更なる連携・協働することにより事業の推進を図ることが望まれる。

下記の事業は、今般の包括外部監査において監査対象とした事業のうち、市町村及び関係諸団体との更なる連携・協働があるならば、より事業の推進が図られると思料する。

· 施設型給付費補助事業

(意見9) 県内の待機児童について

・子ども・子育て支援事業

(意見10) 放課後児童健全育成事業について

• 児童館等施設整備事業

(意見11) 児童館の設置状況について

- ・信州パーソナル・サポート事業(家計相談支援事業)
- (意見18) 家計相談支援員の配置センター及び他の事業との協業について
- ・信州パーソナル・サポート事業(生活困窮家庭の子どもに対する学習支援事業)
- (意見19)変更契約額の減額幅について(事業周知の必要性)
- ・ジョブカフェ信州運営事業
- (意見24) 長野分室の在り方について
- ・児童相談所・一時保護所運営事業(中央児童相談所・松本児童相談所・児童相談所広域支援センター)

(意見30) 要保護児童対策地域協議会について

(総括意見2)事務事業の実施における「チェックリスト」などの整備・運用について

子ども子育て・若者支援事業では、市町村が主体として実施されるため委託事業や補助事業に関する事務事業が数多くある。また、市町村だけでなく、社会福祉法人、NPO、社会福祉協議会、民間企業など各種団体に事業を委託するか、補助金の交付をすることによって実施されている事業もある。

事務事業の執行処理過程において、各種書類の作成及び確認並びに承認作業などが相当の事務量になっており、県の事務担当職員にとっては、他の業務も兼務している中で煩雑な確認等の事務作業は大きな負担なっていると考えられる。

委託事業については、委託理由に合理性はあるか、委託料の算定方法は適正か、委託料は業務の内容に対し適正な水準か、委託先では業務コストの削減努力が行われているかなどのチェック項目がある。また、補助事業については、補助金の申請、決定、交付の手続、補助金額の算定、交付時期、実績報告、精算が要綱などに準拠しているかなどのチェック項目がある。

収支予算書及び収支報告書並びに決算報告書の内容などの確認事項としては、見積書及び提案書の内容と大きく相違することはないか、県の積算した金額と比較しその差異は合理的な理由があるか、収支報告書や決算報告書の記載区分が相違していないか、対象経費ではない費用が計上されていないか、支出していない経費が含まれていないかなどのチェック項目がある。さらに、収支予算書と収支報告書や決算報告書を区分ごとに比較して、ある程度の増減があれば質問し内容を確認する必要がある。

このように業務処理における作業量が、増大し複雑化しているなかで、所管する部署によっては、 正確に事務処理を遂行するために、チュック表を所管課で自ら作成し使用しており、確認作業に利用 しているとのことである。

「チェックリスト」や「業務マニュアル」を作成し運用することで、確認事項が効率的・網羅的に確認されるため単純な事務処理の誤りがある程度未然に防止される。事務担当職員は、判断を要する事項や算定方法の検証作業に注力できるであろう。さらに、事務の引き継ぎにも有用な手法であり、費用低減の効果も期待される。県の多大なる事務処理の負担を軽減し、効率化を図るために「チェックリスト」及び「業務マニュアル」などを作成し運用することを検討することが望ましい。

以下は、今般の包括外部監査における監査対象の所管課別結果及び意見であり、「チェックリスト」 または「業務マニュアル」を作成し運用することで効率的・網羅的に事務処理が可能となると思料する。

- ・困難を有する子ども・若者支援事業
- (結果1) 子ども・若者支援の担い手育成事業における補助金額の算定について
- ・発達障がい者支援事業
- (結果2) 市町村発達障がい者支援体制強化事業における実績報告書の記載漏れについて
- ・社会福祉施設等整備事業(入所及び日中系サービス施設等の創設及び大規模修繕) (結果3)補助事業者からの報告書入手漏れについて
- ・多様な働き方普及促進事業
- (結果4) 中小企業における長時間労働削減支援事業の成果の把握及び分析について
- 児童家庭支援センター運営事業
- (意見4) 収支決算書の内容について
- (意見5) 里親等への支援について
- ・信州パーソナル・サポート事業(就労準備支援事業) (意見17) 予算と決算額について(収支精算書のチェック機能)
- · 心身障害発生予防事業
- (意見20)業務完了報告書の検証について
- ·障害児施設給付費等支弁事業-障害児通所施設給付費
- (意見22) 事業費の重要な増減分析及びモニタリング方法について
- ・松本あさひ学園運営事業
- (意見32) 備品の現物と台帳の照合について

(総括意見3)長野県子ども子育で・若者支援の更なる推進について

「長野県子ども・若者支援総合計画」などで計画されている各事務事業を推進するために、情報を 収集し取りまとめる総合的横断的に推進する組織の構築または組織横断的に事務を所管する所管課が 必要と考える。

これまでも各事業の進捗状況等については、それぞれの所管課に委ねられている。所管する部署において、実施されている事業の取組みや進捗管理の状況、実施されている事業の連携、成果評価等は把握されている。ただし、全体的に現状を把握し事業推進の情報を収集し検討はされていないであろう。

「長野県子ども・若者支援総合計画」を策定した次世代サポート課は、下記の長野県組織規則第14条の7の規定にあるように「子ども・若者支援その他次世代育成支援及び少子化対策に関する施策の総合的な企画及び調整に関すること」をつかさどるとある。次世代サポート課は、これまでも各事業の所管課より情報を収集しその情報の共有を行い、適時適切に事業が実施されているかを把握しているとのことである。次世代サポート課は、PDCA サイクルを遂行する組織体制を整備することにより、実施されている事業をさらに組織横断的に全体的を把握し、「長野県子ども・若者支援総合計画」などの各事業を長期的に推進していくことが望ましいと考える。

Ⅱ.「監査の結果(指摘)」及び「監査の意見」一覧

1. 監査の結果(指摘)・意見の項目数

1. 血且如何不同同,心况如实自然		
監査対象項目	結果(指摘)	意見
I. 次世代サポート課		
	2	3
Ⅱ.こども・家庭課		
	_	8
Ⅲ.私学振興課		
	_	2
IV. 高等教育振興課		
	_	2
V. 地域福祉課		
	_	4
VI. 保健·疾病対策課		
	_	1
Ⅷ. 障がい者支援課		
	1	2
Ⅷ. 労働雇用課		
	1	4
IX. 現地機関		
		11
	4	37

「監査の結果」とは、今後、県において何らかの措置が必要であると認められる事項であり、「指摘」として記載している。主に、合規性に関すること(法令、条例、規則、規程、要綱等に抵触する事項)となるが、一部、社会通念上著しく適正性を欠いていると判断される場合には、有効性、効率性及び経済性の観点からの結論も含まれる。

「監査の意見」とは、「監査の結果」には該当しないが、有効性、効率性及び経済性の観点から、 施策や事務事業の運営の合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであり、県がこ の意見を受けて、何らかの対応を行うことを期待する事項をいう。

2. 「監査の結果(指摘)」・「監査の意見」の概要

			区	分
		内 容	結 果	意見
]	. 次世代	マサポート課に関する結果及び意見		
	1.	ながの出会い応援プロジェクト(長野県婚活支援センター事業)		
		委託業務における業務完了報告書について(意見 1)		0
	2.	青少年の健全育成事業		
		成果指標の設定について(意見2)		0
	3.	困難を有する子ども・若者支援事業		
		子ども・若者支援の担い手育成事業における補助金額の算定について	\circ	
		(結果1)		
	4.	発達障がい者支援事業		
		①市町村発達障がい者支援体制強化事業における実績報告書の記載漏		
		れについて (結果 2)	0	0
		②長野県発達障がいサポート・マネージャー配置事業における事業費		
		の配分について(意見3)		
Ι	1. こど	も・家庭課に関する結果及び意見		
	1.	児童家庭支援センター運営事業		
		①収支決算書の内容について(意見4)		0
		②里親等への支援について(意見5)		
	2.	家庭福祉相談事業		
		母子・父子自立支援員及び女性相談員の委嘱について (意見6)		\circ
	3.	児童養護施設等環境改善事業		
		①里親委託について(意見7)		0
		②里親委託とファミリーホームの推進について (意見8)		
	4.	施設型給付費補助事業		
		県内の待機児童について(意見9)		
	5.	子ども・子育て支援事業		\bigcirc
		放課後児童健全育成事業について(意見10)		
	6.	児童館等施設整備事業		0
		児童館の設置状況について(意見11)		
I	I. 私学振	段興課に関する結果及び意見		
	1.	私立高等学校等の保護者負担軽減のための支援事業		
		①私立高等学校授業料等軽減事業補助金の交付手続き及び時期の見直		
		しについて (意見 12)		
		②成果指標を上げるための助言注視の必要性について(意見 13)		

		区	分
	内 容 	結 果	意 見
N	7. 高等教育振興課に関する結果及び意見		
	1. 公立大学法人長野県立大学関連事業 運営費交付金 予算策定の精緻化について(意見 14)		0
	2. 信州で学ぼう!魅力発信事業		
	事業の効果という観点からの見直しの必要性について(意見 15)		0
V	7. 地域福祉課に関する結果及び意見		
	1. 信州パーソナル・サポート事業(自立支援相談事業)		
	センター別ノウハウの共有について(意見 16)		0
	2. 信州パーソナル・サポート事業 (就労準備支援事業)		0
	予算と決算額について(収支精算書のチェック機能)(意見17)		
	3. 信州パーソナル・サポート事業 (家計相談支援事業)		
	家計相談支援員の配置センター及び他の事業との協業について(意見		0
	18)		
	4. 信州パーソナル・サポート事業(生活困窮家庭の子どもに対する学習		
	支援事業)		0
	変更契約額の減額幅について(事業周知の必要性)(意見 19)		
V	I. 保健疾病対策課に関する結果及び結果		
	1. 心身障害発生予防事業 業務完了報告書の検証について (意見 20)		0
VI	II. 障がい者支援課に関する結果及び意見		
	1. 障がい児(者)地域療育等支援事業		0
	療養コーディネーターの設置事業における契約額について(意見21)		O
	2. 障害児施設給付費等支弁事業障害児通所施設給付費		
	事業費の重要な増減分析及びモニタリング方法について (意見 22)		
	3. 社会福祉施設等整備事業入所及び日中系サービス施設等の創設及び大		
	規模修繕	0	
	補助事業者からの報告書入手漏れについて(結果3)		
VI	Ⅲ. 労働雇用課に関する結果及び意見		
	1. ジョブカフェ信州運営事業		
	①ジョブカフェ信州利用者の就職率のデータの採り方について(意見		
	23)		
	②長野分室の在り方について(意見24)	<u> </u>	
	2. 信州正社員チャレンジ応援事業		0
	事業の効率性及び成果指標について(意見25)		-

		区	分
	内容	結	意
0		果	見
3.	就職困難者のための就職サポート事業		\circ
	事業を担当する行政嘱託員について(意見26)		
4.	多様な働き方普及促進事業	_	
	中小企業における長時間労働削減支援事業の成果の把握及び分析につ		
	いて (結果 4)		
IX. 現地核	関		
1.	中央児童相談所・松本児童相談所・児童相談所広域支援センター		
	①児童福祉司の配置について(意見27)		
	②児童心理司の配置について(意見28)		\circ
	③業務の効率化について(意見29)		
	④要保護児童対策地域協議会について (意見30)		
2.	松本あさひ学園		
	①インターネットバンキングの使用に関するルールの明確化について		
	(意見 31)		
	②備品の現物と台帳の照合について(意見32)		
	③寄付受けした和太鼓の管理について(意見33)		
	④寄付金の受け入れについて(意見34)		
3.	信濃学園		
	①今後の施設のあり方について (意見35)		
	②未使用備品について(意見36)		
	③指定修繕委託料について(意見37)		

第4 監査の結果及び意見

- I. 次世代サポート課
- 1. ながの出会い応援プロジェクト(長野県婚活支援センター事業)
- (1) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(2)監査の意見

①委託業務における業務完了報告書について(意見1)

大学生のライフデザインカレッジ事業における業務内容は、大学生向けのライフデザインセミナーの実施及び啓発冊子の作成であり、(株manma に業務委託して実施している。当該業務において受託者は、事業に要する経費を見込んで計画書を県に提出し、県は予算の範囲内で委託料を決定して委託契約書を締結している。業務完了時には、受託者は定められた様式による業務完了報告書を県に提出することが委託契約書に定められており、これにしたがって提出されている。しかしながら、業務完了報告書の様式によれば、業務を実施した際に実際に要した経費について報告することは求められていない。

また、企業の結婚支援促進事業における企業トップセミナー開催業務は、企業のトップセミナーの 企画・運営・広報が業務内容となっており、㈱アサヒエージェンシーに委託している。当該業務にお いて受託者は、費用実績の内訳を添付して業務完了報告書を提出しているものの、県が求める業務完 了報告書の様式には、業務を実施した際に実際に要した経費について報告することは求められてい ない。

委託契約は、県が実施する事業について、その業務を受託者に委託するものである。県の事業であるからには、予算と実績を比較して金額の側面からも業務を評価し、翌年度以降の業務を効率的かつ効果的なものとすることが重要であると考えられる。特にセミナー実施が業務内容である場合には、形のある成果物がなく、県は実施内容とともに支出額を把握して委託した業務が適切に実施されたかを検証すべきであると思われる。

セミナー実施を業務内容とする委託事業においては、受託者が事業の実績とあわせて経費の実績 も県に報告し、県が予算と実績を比較することで事業の評価をより的確なものとすることができる よう、委託事業における業務完了報告書の様式について見直しを検討していくことが望ましい。

2. 青少年の健全育成事業

(1)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(2)監査の意見

①成果指標の設定について(意見2)

青少年の健全育成事業においては、チャイルドライン支援事業におけるチャイルドライン電話受付件数を成果指標として設定している。これは、チャイルドラインの活動を支援することにより、悩みを抱えている子どもたちが気軽に相談できる機会を提供する、という理由によるものである。

一方、青少年の健全育成事業においてはチャイルドライン支援事業のほかにも 3 つの事業を実施しており、それらの事業内容のうち重要なもののひとつに子どもの性被害予防がある。しかしながら、子どもの性被害予防に関する事業を評価するための指標は設定されていない。チャイルドライン支援事業におけるチャイルドライン電話受付件数のみでは、子どもの性被害防止に関する事業を評価することは難しいと思われる。

成果指標は、県が実施する事業の方向性を決めるにあたって重要な役割を担うものである。その一方で、数値化した成果指標を設定しにくい事業もあると考えられる。ひとつの成果指標を設定して、これが達成されたか否かという事実のみをもって事業の方向性を決めることは現実的ではない。複数の成果指標を設定する、成果指標が増加傾向か減少傾向かをみる、といった手法で事業を評価し、その事業の方向性を決める材料のひとつにすることが有用である。また、事業の方向性を判断した理由のひとつとして成果指標とその傾向を示すことで、より説得力のある説明が可能になり、説明責任を果たすことにつながるとも考えられる。

青少年の健全育成事業のうち子どもの性被害予防に関する事業においては、長野県将来世代応援 県民会議における子どもの性被害防止事業として実施している内容のうち、例えば以下のような成 果指標を設定することが考えられる。

- ○青少年の健全育成と自主活動をサポートするボランティアである「長野県青少年サポーター」の 登録数
- ○子どもの性被害予防のための取組支援事業として助成を実施している研修会の実施回数や参加者 数

上記は一例ではあるが、青少年の健全育成事業で実施する全ての事業の評価を適切に行うため、またその説明責任を果たすためにも、チャイルドライン支援事業における成果指標のほかにも成果指標の設定を検討することが望まれる。

3. 困難を有する子ども・若者支援事業

(1)監査の結果

(1)子ども・若者支援の担い手育成事業における補助金額の算定について(結果1)

困難を有する子ども・若者の社会的自立支援事業のひとつである困難を有する子ども・若者支援の担い手育成事業においては、特定非営利活動法人 Gland Riche に対して補助金を交付している。補助金の交付にあたっては、「困難を有する子ども・若者支援の担い手育成事業補助金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)に基づくものとされており、交付要綱に定められた補助対象経費は次のとおりである。

表 困難を有する子ども・若者支援の担い手育成事業における訪問相談の補助対象経費(平成30年度)

補助対象事業	補助対象経費	補助対象経費の上限額
		〇賃金
訪問相談	訪問相談支援員の人件費	1 日当たり 6,400 円/人まで(2 人まで)
		〇法定福利費
	医師等の専門家への謝金	年間 153,600 円まで

(出典:県提供資料より監査人作成)

しかしながら、特定非営利活動法人 Gland Riche から提出された補助金交付申請書においては、訪問相談支援員の人件費(賃金)の上限額について以下のように計算し、補助金額を申請している。

訪問相談と相談窓口 年間 222 件×6, 400 円=1, 420, 800 円 電話等による相談 年間 206 日×6, 400 円=1, 318, 400 円 計 2, 739, 200 円

県は、上記の上限額の計算に基づき算定された補助金額に対して、交付決定通知を発行している。 また、実績報告書においても、同様の内容が記載されている。これに基づいて算定された補助金額は、 2,347,000円となった。

これは、平成 29 年度までの交付要綱に定められた方法であった。平成 29 年度末に交付要綱及び交付取扱要領の整備・見直しを行い、平成 30 年度から現行の交付要綱が運用されたものの、特定非営利活動法人 Gland Riche は従前の方法で補助金額を算定し、県も現行の交付要綱との整合性を確認していなかったことによるものである。

なお、現行の交付要綱によると、訪問相談支援員の人件費(賃金)の上限額は、次のように計算される。

訪問相談支援員 2 名 年間 (334+344) 日×6,400 円=4,339,200 円

上記の金額に基づいて算定された計算上の補助金額は、3,273,000 円となる。ただし、補助金は、予算の範囲(2,349,000円)内で交付することとなっており、平成30年度における本事業の補助金額は、申請額で確定している。

交付要綱は補助金交付にあたってのよりどころとなるものであり、交付要綱が変更された場合には特に慎重に、補助金交付申請書や実績報告書の内容が交付要綱と整合しているか確認する必要がある。

(2)監査の意見

特に記載すべき事項はない。

4. 発達障がい者支援事業

(1)監査の結果

①市町村発達障がい者支援体制強化事業における実績報告書の記載漏れについて(結果2)

市町村発達障がい者支援体制強化事業は、県の現地機関である保健福祉事務所(県内10圏域)が 委託者となって、療育コーディネーターを設置している障がい者総合支援センター10圏域12か所へ 業務を委託している。受託者は、業務完了時に所定の様式による実績報告書を委託者である保健福祉 事務所に提出することとなっており、12の受託者がそれぞれ提出している。このうち伊那圏域の業 務を委託している社会福祉法人長野県社会福祉事業団から提出された実績報告書において、記載漏れが発見された。

市町村発達障がい者支援体制強化事業における委託契約は、障がい児等療育支援事業委託契約に 含まれるものであり、障がい児(者)地域療育等支援事業に上乗せして実施される事業である。伊那 圏域におけるサポート・コーチの派遣実績は4件あったものの、市町村発達障がい者支援体制強化事業の実績報告書には市町村サポート・コーチの派遣は「なし」と記載されていた。

委託契約書の第8条2項によれば、委託者は「実績報告書の提出があったときは、10日以内に受託者の立ち会いの上でその検査を行い、合格したときは引き渡しを受ける」こととされている。委託者である保健福祉事務所においては、委託事業における実績報告書の検査を適切に行い、実績報告書に不備がないよう注意を払うことが求められる。

また、市町村発達障がい者支援体制強化事業の所管課である次世代サポート課においては、現地機関である保健福祉事務所におけるこれらの業務について、適切にモニタリングしていくことが求められる。

(2)監査の意見

①長野県発達障がいサポート・マネージャー配置事業における事業費の配分について(意見3)

長野県発達障がいサポート・マネージャーは、県内10の圏域に1名ずつ配置されており、発達障がい者支援に関わる機関からの相談や協力依頼に応じ、総合的な助言や必要な支援への橋渡し等の活動を行っている。近年、発達障がいについては広く認知・理解されるようになってきており、発達障がいの診断・判定を受ける子どもの数も急増している。今後も、発達障がい者に必要な支援を実施することが求められる。

現在の長野県発達障がいサポート・マネージャー配置事業においては、県内10圏域に一律の事業

費が配分されている。発達障がい者に対して必要な支援を今後も実施していくためには、各圏域における長野県発達障がいサポート・マネージャーの業務内容や量に応じた事業費を配分していくことも選択肢のひとつとして考えられる。

長野県発達障がいサポート・マネージャー配置事業は平成25年度に4圏域において開始され、平成27年度からは県内10圏域すべてに配置されている。10圏域の活動実績が蓄積されてきており、長野県発達障がいサポート・マネージャーの業務が適切に実施されているか、業務の内容や量の分析を行うことが可能となってきていると思われる。

発達障がい者が増加している現状をふまえ、今後も発達障がい者に対して必要な支援を実施する ため、長野県発達障がいサポート・マネージャーの業務内容や量を分析したうえで、今後の事業費の 配分について検討することが望まれる。

Ⅱ.こども・家庭課

1. 児童相談所・一時保護所運営事業

(1) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(2) 監査の意見

「区. 現地機関 1. 児童相談所(中央児童相談所・松本児童相談所・児童相談所広域支援センター)」参照

2. 児童家庭支援センター運営事業

(1)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(2)監査の意見

①収支決算書の内容について(意見4)

本事業は、社会福祉法人が設置・運営する児童家庭支援センターに対し、その運営費を補助するものである。平成30年度は、松代児童相談センターを設置運営する社会福祉法人湖会(以下「湖会」という。)及び下伊那こども家庭支援センター「こっこ」を設置運営する社会福祉法人下伊那社会福祉会(以下「福祉会」という。)へ補助金を交付している。補助金交付決定額は湖会が14,178,000円、福祉会が13,648,000円である。

湖会の消耗品費について収支計算書には具体的な記載がなく、その内訳が明確となっていない。湖会は平成31年3月1日付で県に対して平成30年度長野県児童家庭支援センター運営事業補助金交付申請書(以下「交付申請書」という。)を提出している。交付申請書では需用費を1,800,000円としているが、収支決算書は3,301,711円で、交付申請書金額から1,501,711円増加しているが、増加原因も収支報告書からは確認できない。

このように収支決算書は、人件費支出は内容が確認できるが事務費支出は確認ができない。 県においては事務費支出の内容が把握できるよう、収支報告書の記載内容の見直しを補助金の交付先に求める必要がある。

②里親等への支援について(意見5)

本事業について県は、長野県児童家庭支援センター設置運営要綱(以下「要綱」という。)を策定している。要綱には児童家庭支援センターが実施する事業が定めてあり、その一つとして里親及びファミリーホームからの相談に応じるなど必要な支援を行うことが挙げられている。

湖会は、交付申請書において里親及びファミリーホームに対する支援を行うことを掲げており、福祉会も交付申請書において、児童相談所広域支援センター、里親支援専門相談員と協力して里親制度を普及していくとしている。

湖会、福祉会とも里親等への支援活動を実施しているが、里親委託をより一層推進するため、県としても児童家庭支援センターに対し、里親及びファミリーホームへの支援や里親制度の普及に関する活動の更なる実施を促すことが望ましい。

3. 家庭福祉相談事業

(1)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(2)監査の意見

①母子・父子自立支援員及び女性相談員の委嘱について(意見6)

長野県内の母子・父子世帯数は、市部が10,419世帯に対して郡部は1,898世帯で市部が85%弱を占めており、女性人口は、市部858,510人で郡部は217,037人で市部が80%弱を占めている。

市部については、各市が母子・父子自立支援員、女性相談員(以下「自立支援員等」という。)を委嘱しており、郡部は県の自立支援員等が所管することになる。このことについて、福祉事務所が管轄する郡部の母子・父子世帯数及び女性人口は、福祉事務所により大きな開きがあることがわかる。たとえば、上田保健福祉事務所の母子・父子世帯数は39世帯であるのに対し、伊那保健福祉事務所は43世帯で10倍以上の開きとなっている。女性人口も上田保健福祉事務所の5,378人に対して、伊那保健福祉事務所42,490人で8倍弱の開きとなっている。

県においては、郡部の状況を踏まえ、自立支援員等の対象者数の状況に留意していくことが望ましい。

4. 児童養護施設等環境改善事業

(1)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(2)監査の意見

①里親委託について(意見7)

本事業は、児童養護施設等の入所児童等の生活環境改善、ファミリーホーム等開設支援、児童家庭 支援センター開設支援、耐震物件への移転支援と多岐にわたっている。しかしながら、平成30年度 の実績はファミリーホーム1か所に対する費用補助486千円にとどまっている。

長野県は、平成27年3月に「長野県家庭的養護推進計画」を策定公表している。同計画は、平成27年度(2015年度)を初年度とし、平成41年度(2029年度)を目標とする15年間を対象としており、里親等委託について社会的養護に占める家庭養護の割合が概ね1/3となることを目指すとしている。しかしながら、長野県の現状は、「社会的養育の推進に向けて」によると平成30年3月末現在の里親等委託率は14.7%で全国平均を5ポイント下回っている。

平成30年度の実績は、ファミリーホーム1か所に対する費用補助486千円にとどまっていること

から、国及び長野県が掲げている里親委託やファミリーホーム(以下「里親等委託」という。)の推進が十分に進んでいない状況が危惧される。

里親になるためには、研修が必要などいくつかの要件があり、一定のハードルが設けられている。また、ファミリーホームを設置する場合には、里親経験と既存のファミリーホームでの勤務経験があるケースがほとんどとのことであり、ファミリーホームの設置の前提として里親の増加が必須状況となる。

長野県内には、里親同士の横のつながりとして里親会が設置されており、里親会を通して本事業の 周知を行うなどの取組みをおこなっているとのことである。今後もこのような方法で本事業の周知 に努めるともに、他都道府県の事例をさらに分析することで県のこれまでの対応を再検討するなど して里親等委託率の引き上げに努めていく必要がある。

②里親委託とファミリーホームの推進について(意見8)

「長野県家庭的養護推進計画」によると長野県は、平成26年4月1日現在、3か所の地域小規模児童養護施設(グループホーム)が設置され、児童養護施設15施設のうち13施設で、乳児院4施設のうち2施設で、計24の小規模グループケア(ユニットケア)が導入されているが、児童養護施設の中で本体施設を完全に小規模グループケア化できているのは2施設とのことで、全面改築等の時期を捉え、本体施設についてできる限り大舎制からの転換を図るとともに、地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアの開設・導入を進め、併せて将来的にファミリーホームの開設や開設支援を行うなど、施設の地域分散化や高機能化をふまえた、新しい施設運営を構築していくことが必要であるとしている。また、計画対象期間の各年度について児童養護施設の整備計画を掲げている。

用地確保等の事情により計画年度に実施できない場合があることはやむを得ないが、入所児童の 生活環境の改善のためにも、必要な整備については計画的に実施していくことが望ましい。

5. 施設型給付費補助事業

(1)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(2)監査の意見

①県内の待機児童について(意見9)

保育所に関しては近年、待機児童の問題が大きくクローズアップされている。

令和元年9月6日に厚生労働省から公表された「保育所等関連状況取りまとめ(平成 31 年4月 1日)」(以下「取りまとめ」という。)によると、長野県の待機児童数は80人、待機児童率は0.16%となっている。待機児童率は47 都道府県で30 番目であり、長野県の待機児童率は比較的に低いといえる。しかしながら、待機児童数は平成30年度の50人から30人ほど増加しており、待機児童に関して楽観できる状況にはない。

取りまとめより市区町村別保育所等利用児童数の増減をみると、長野市を除く長野県全体では、40 の市町村で合計 534 人ほど利用児童数が増加しているが、34 の市町村で合計 518 人ほど利用児童数 が減少している。

518人の減少は、新潟県、愛知県、福岡県、岐阜県及び北海道に次いでおり、長野県は、保育所の利用児童数が大きく減少している市町村がある一方で、利用児童数が大きく増加している市町村がある。利用児童数が増加している市町村のなかには待機児童数が増加するものもあり、市町村間における保育所の利用状況の差が拡大しつつある状況がうかがえる。

保育所の設置は市町村が主体となって行うものであるが、県においては、待機児童の解消に努める ためのサポートを行うとともに、市町村格差の拡大についても気を配る必要がある。

6. 子ども・子育て支援事業

(1)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(2)監査の意見

①放課後児童健全育成事業について(意見 10)

本事業は、市町村が実施する利用者支援事業などの地域子ども・子育て支援事業に要する費用に充てるため、市町村に補助金を交付するものである。平成30年度の支出額をみると、放課後児童健全育成事業に関するものが二分の一を占めている。

平成30年度の状況では、市部と町村部で児童一人あたりの補助金額に大きな差はみられないが、 市の間で比較すると金額に大きな違いが生じている。

児童一人あたりの補助金額が最も大きいのは中野市(11,333円)で、最も小さいのは佐久市(938円)となっている。このほか、上田市、須坂市なども補助金額が大きい。

各市とも、子ども・子育て支援事業計画を定め、同計画に沿った対応を行っており、実施している 放課後児童健全育成事業の内容にも違いが生じていると思われる。また、放課後児童健全育成事業が 提供するサービスへのニーズも市によって状況が異なっていると思われる。

一例として、児童一人あたりの補助金額が最も小さい佐久市においては、放課後児童クラブ(放課後児童健全育成事業)の利用児童は少ないものの、市内の全ての小学校区に児童館を設置し、放課後に児童が安心して過ごすことができる居場所を確保している。

このように、各市の政策の違いが本補助金の利用状況の違いに表れていると考えられるが、いずれ にしても、県においては、実施主体である市町村の状況に留意しながらそのサポートに取り組む必要 がある。

7. 児童館等施設整備事業

(1)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(2)監査の意見

①児童館の設置状況について(意見 11)

長野県は、全国的にみて児童館の設置数が多い都道府県といえるが、設置個所は市部に集中している。長野県が公表している令和元年度社会福祉施設名簿(平成31年4月1日現在)(以下「社会福祉施設名簿」という。)には、180の児童館が記載されているが、そのうちの154施設が市部、26施設が町村部に設置されている。また、この180施設を福祉事務所の管轄別(市部服務)でみると、長野に55施設、松本に48施設あるのに対し、大町は2施設、諏訪は1施設、木曽は0施設である。

また、一般に公共施設は、施設の老朽化に対して設置者である地方公共団体がどのように図っていくかという課題があり、県内の児童館も同様の状況にある。社会福祉施設名簿より、同名簿に記載されている認可(届出年月日)より、令和2年1月1日までの年数を試算すると、50年以上経過している児童館が7施設、30年以上50年未満の児童館が56施設、10年以上30年未満の児童館が106施設、10年未満の施設が11施設となっており、令和2年1月1日現在、全体の三分の一強を占める63の児童館が認可(届出年月日)より30年以上経過している。

以上より、長野県内に設置されている児童館は、市部と町村部など地域により設置数に違いがあることで、地域により住民へ提供するサービスに違いが生じていることが課題の一つと考える。

また、50年以上が結果している施設が散見されるなど、老朽化が進行する中で、施設のメンテナンスをどのように効率的、経済的に進めていくか、建て替えが必要とされた場合にその財源をどのように確保するかなどの課題も考えられる。

これらの課題に同様に対応していくかは、一義的には、児童館を設置している市町村や社会福祉法人などの民間団体であるが、県としてもそのような設置者にどのようなサポートを行っていくか、他の施策と同様、計画的に対応を図っていく必要がある。

Ⅲ. 私学振興課

1. 私立高等学校等の保護者負担軽減のための支援事業

(1) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(2)監査の意見

①私立高等学校授業料等軽減事業補助金の交付手続き及び時期の見直し(意見12)

私立高等学校授業料等軽減事業補助金は、県単独事業であり、私立高等学校等就学支援金の上乗せ等を行い、一定所得以下の授業料負担の軽減を図る事業である。しかし、交付時期は12月から始まり、私立高等学校等就学支援金に比べて交付時期が遅くなっている。

令和 2 年度から私立高等学校等就学支援金の支給上限額の引上げの制度改正があり、県単独事業の授業料等軽減事業の対象者は大幅に減少するが、入学金への支援は引き続き必要であることから、交付時期を早めるように検討することが望まれる。

②成果指標を上げるための助言注視の必要性について(意見13)

私立高等学校等就学支援金及び私立高等学校授業料等軽減事業補助金等により保護者負担の軽減を 図ることの効果は、私立高校全日制定員充足率や授業料滞納率等を成果指標として達成状況を測定し ている。

指標及び達成状況(事業改善シート(30年度実施事業分))

成果指標(単位:%)	29 年度 成果	30 年度目標値	30 年度 成果	達成状況
私立高校全日制定員充足率	99.10	96.3	95.10	未達成
授業料滞納率	0.16	0.22	0.15	達成

私立高校全日制定員充足率については、目標値未達成は定員超過の学校が解消された一方で、定員に満たない学校が複数あり、全体として目標に達しなかったためとしている。

定員に満たない学校については、毎年度、学校別・学年別・男女別生徒数によって明らかになって おり、直近3年間に大きな変動はない。

定員充足率の分析のために、学校毎の中途退学者の割合(中退率)の調査を依頼したところ、定員に満たない学校の内には中途退学者の割合(中退率)が5%程度となっている学校があることが判明している。中途退学者の割合(中退率)を減らすために、学校に方策を講じるように求めることが望まれる。

また、授業料滞納率は目標値を達成していることから、より踏み込んだ分析は行っていない。授業料滞納率は全体として 0.15%ではあるが、学校毎の授業料滞納率の調査を依頼したところ、2%程度となっている学校もあることが判明している。

すなわち、定員充足率や滞納率の成果指標については、全体的に効果を測定するだけではなく、各学校の固有の事情を把握して、個々の学校に必要な助言等を行いつつ、注視することにより、補助金の効果を上げることが必要である。

Ⅳ. 高等教育振興課

1. 公立大学法人長野県立大学関連事業(公立大学法人運営費交付金)

(1) 監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(2)監査の意見

①予算策定の精緻化について(意見 14)

教員人件費は不執行により予算よりも大幅に余剰となり、これを積立金に計上している。大学開学時の大学設置基準に適合した教員を配置する必要から予算を計上したが、教員の都合から採用時期が当初予定よりも遅れ、教員を補充することができなかったことなどにより生じている。積立金は、大学法人に損失が生じない限り取崩すことはできないことから、中期計画期間の終了時に設立団体である長野県に返還等されるまで積み立て続けられる。5年間にわたり約1億円(97,182千円)が大学法人に積み立て続けられることが予想されるため、長野県にとって不効率な資金の執行となっている。結果として当該教員人件費は過大な予算計上であったといえることから、予算策定すなわち運営費交付金交付額の精緻化が望まれる。

2. 信州で学ぼう! 魅力発信事業、信州で学ぼう! 大学発信事業補助金、大学生海外インターンシップ支援事業

(1)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(2)監査の意見

(1)事業の効果という観点からの見直しの必要性(意見 15)

信州で学ぼう!魅力発信事業は、高等教育コンソーシアム信州と連携し、LINE、SNS、テレビコマーシャルのような広告媒体ごとに、信州の魅力を発信する長野県の委託事業である。しかし、事業の効果を検証していることは評価できるものの、LINE、SNSのクリック数は少なく、テレビコマーシャルのアンケートからも認知されているとは言えない。また、テレビコマーシャルについては高等教育コンソーシアム信州の事業報告書においても、「実施方法や今後の計画等について工夫や改善を要する点がある。」とされている。今後のPR事業の実施にあたっては、手法・媒体の選定も含めた委託事業として情報発信を行うなど、早急に事業の推進体制・方法を改善するように検討することが望まれる。

V. 地域福祉課

1. 信州パーソナル・サポート事業(自立相談支援事業)

(1)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(2)監査の意見

(1)センター別ノウハウの共有について(意見 16)

信州パーソナル・サポート事業は、生活困窮者の自立支援を目的に、ワンストップ型の相談窓口を 設けることで様々な状況に応じた支援を行っている。そもそも生活困窮者の支援には、

- ・支援が必要な人の早期把握と早期支援が難しい
- ・多様な就労先・社会参加の場の開拓が必要
- ・民間支援団体等との連携の強化が必要

といった課題が挙げられる。そこで、ワンストップ型の相談窓口で相談に応じることから就労先の支 援まで生活困窮者の置かれたそれぞれの状況に応じた自立支援計画 (プラン) を策定することでその 生活困窮者それぞれの状況に応じた支援を行うことができる。またその支援は、自立支援計画に従っ て支援を行うことで生活困窮者のそれぞれの場面に応じた支援も可能となる。生活困窮者の状況は 様々であり、対応する機関も町村役場、民生委員、NPO 等様々である。これを一つの窓口にすること により相談者の利便性を高めるとともに相談に包括的に対応することができるとしている。その窓 口は、県と市町村が協力して支援の拠点を設置し支援員を配置したうえでそれぞれの支援員が日々 生活困窮者等の相談に応じている。その支援計画の策定数は、センターごとに偏りがあることが判明 している。当然センターが請け負う市町村の人口も違えば、生活困窮者の割合も異なり個別の支援セ ンターでの支援数の多寡が異なるのは理解できる。ただし、その就労数及び増収者数は、各センター での実績に傾向がありその傾向についての分析はされていないのが現状である。特に就労は増加し ているが、増収者数に結びついていない生活困窮者などはどのような環境でそのような結果となっ ているのかなどの分析が必要と考えられる。本事業は、ともすれば縦割り行政と揶揄される行政の行 う事業において、関係機関が連携して生活困窮者の支援に当たっており、またセンターでの偏りはあ るものの毎年就労・増収者数を重ねており生活困窮者の立場に寄り添った意義深い事業であると考 えられる。センターでの実績で就労者数、増収者数が多いのは、各センターでのノウハウがありその 共有がさらなる生活困窮者への支援につながると考えられるため実績の分析及びノウハウの共有が 望まれる。また、数値のばらつきの原因として、就労者、増収者の定義がセンターによって異なって いる可能性もあるため、各センターにおける就労者・増収者の定義の認識が、共通の定義で行われて いるかどうかの確認をすることも望まれる。

2. 信州パーソナル・サポート事業(就労準備支援事業)

(1)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(2)監査の意見

①予算と決算額について(収支精算書のチェック機能)(意見 17)

表 予算決算額比較

(単位:千円)

	労協ながの		長野県 NPO センター		夢倶楽部 しらかば		長野県 NPO センター	
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算
事業費合計	10,349	10,349	6,899	7,001	6,899	6,930	5,749	5,817
自己負担額		0		-101		-30		-67
決済額	10,349	10,349	6,899	6,899	6,899	6,899	5,749	5,749

(出典:県提供資料より監査人作成)

上記表 予算決算額比較は、受託業者の予算と決算額の比較表である。千円単位で作成しているが、 実際の精算書を確認すると労協ながのは、10,349,856 円で予算、決算額ともに一致している。この 状況を確認すると、そもそも予算額以上は、決済されないため決算額を予算内に収めているという回 答を得た。単年度においてみれば受託事業者が自己の負担のもとに事業を遂行できたとしても、継続 的に目的遂行するために事業者の負担において実行する事業は、継続的に実施することは困難であ る。また、仮に予算内に決算額を収めたとしても、上述のように予算をオーバーしたとして決算額を 作成し、収支精算書を作成したとしても現状の収支精算書のチェックは、予算書内であることを確認 するだけの体制であり、実際の決算額を確認することもできない。

平成29年に地方自治法が改正され、監査制度の充実強化及び地方公共団体の長や職員等の損害賠償責任の見直し等とともに地方公共団体の内部統制制度が令和2年4月から導入されることになっている。

平成30年度包括外部監査時には、上記地方自治法の改正は適用されておらず当該内容が全て求められているわけではないが上記内部統制の目的は、本事業を検討する上で参考になるため上記目的に照らして本事業を検討した。

本事業における労協ながのの状況は、事業の実際の予算額をオーバーしているもののそれ以上に決算で求めることはできないため決算書に記載していないとする点で、業務の効果的な遂行に影響を与えると考えられる。この状況が続けば、事業の実施団体は、事業からの撤退を検討する可能性がある。また、本事業では確認されなかったが、仮に事業費が予算内に収まったとしても予算以上にかかったとして報告された場合、資産の保全の目的を達成できないことになる。

当該事業は、目標値を達成できなかったとしても 121 人の就労者及び増収者増という成果を上げて おり非常に意義深い事業である。一人あたりの事業費で考えると 247 千円と効率的にその目的を達成 する事業と考えられるだけにその継続的かつ効率的に事業を行う体制を構築することが望まれる。 そのためには、受託事業者が実際に費やしている事業費を定期的に把握する仕組みを構築することが考えられる。当該仕組みは、常時・全事業に対して行うことが困難であることは承知しているが、サンプル調査で証憑突合等を行うことでけん制にもつながることが想定されるため当該仕組みの構築等を検討することが望まれる。

信州パーソナル・サポート事業(家計相談支援事業)

(1)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(2)監査の意見

(1)家計相談支援員の配置センター及び他の事業との協業について(意見 18)

家計相談支援事業は、家計管理に問題を抱えている者に対して、家計相談支援員が、家計管理に関 する支援、貸付のあっせん等を実施し、家計収支の改善、家計管理能力の向上等により、自立した生 活の定着を支援する事業であり、平成30年度は、まいさぽの3センターで家計相談支援員を配置し 相談者の支援を行っている。信州パーソナル・サポート事業に限らず福祉に関連する事業は、その地 域に対象者が多いか少ないか等の地域性に左右されるため相談者数またはプラン作成件数が少ない ことをもって当該センターの事業が機能していないという断定はできない。しかし支援員を配置し ているセンターでの相談者数及びプラン作成件数が多いのは事実であり、その支援員を配置し相談 およびプランの作成を行うという事業の一定の効果は認められる。しかし当該事項をもって直ちに 全てのセンターに支援員を配置するというのは早計であり、予算の制限もある中で全てのセンター に支援員を配置する形で事業を実施していくことが厳しいことも理解できるものである。ここで、信 州パーソナル・サポート事業の各事業は、生活困窮者に対して自立相談、就労準備など様々な相談を 受けることにより、相談者が自立した生活を行うことを目的とした事業であり、生活困窮者の相談に 乗るという点においては同様の事業を行っている。 まいさぽでは、自立相談支援事業、 就労準備支援 事業、家計相談支援事業等いくつかの相談事業があるが、これらはそれぞれ事業に応じた支援員が対 応している。このうち自立相談支援事業及び家計相談支援事業は、長野県社会福祉協議会が受託して おり自立相談支援事業は9センターに17名を配置している。民間で考えれば多能工化が叫ばれる昨 今であり、仮にこの自立相談支援事業の相談員が家計相談支援事業の相談業務も兼務できたとすれ ば 3 センターだけで対応することも無くなり、広範囲で詳細な行政サービスが可能となる。地域性 などによりセンターでの相談件数にも偏りがあり、支援員の時間も有限であるためすべてのセンタ 一で兼務が可能ではないかもしれないが、少なくとも一人当たりの相談件数などから対応が可能で あるかを検討することが望まれる。

4. 信州パーソナル・サポート事業(生活困窮家庭の子どもに対する学習支援事業)

(1)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(2)監査の意見

(1)変更契約額の減額幅について(事業周知の必要性)(意見 19)

当該事業は、生活困窮者に対するセーフティーネットの充実を図りつつ、ひきこもりや不登校等で 学習の機会がない子どもに対して、個別に家庭訪問による学習支援を行うことで、子どもの自立を促 し、貧困の連鎖を断ち切ることを目的にする事業である。対象となる各世帯は、親に障がいがある、 親が外国籍で文化の違いや言語の壁、社会的孤立などがある、多子世帯で親の関わりが薄いなど子ど もが社会から隔絶されやすい環境にあり、学校に行くこともままならないような環境にある。そこで 学習支援協力員は、月4回を目安とし、家庭訪問を行い、実際に学習を支援することを目的としなが らも、その対象となる子どもの親とも話をすることにより家庭環境を把握しその後の支援に活かす などその事業の意義は非常に大きい。また支援を実際に受けた子どもは、学校の担任が訪問しても応 答してくれないような場合でも学習支援協力員とはコミュニケーションをとる場合があるなど学校 以外の者が行う家庭訪問に一定の効果があるという成果も出ている。平成 29 年県内の 2 町でモデル 事業を行い、その効果が見られたため、本事業年度は 6 町村に拡大してそれぞれの町村で委託事業 者(各社会福祉協議会)と委託契約を締結して事業を行う予定であった。しかし、実際の事業対象者 は、当初の契約で想定していた対象者数から大幅に減少してしまった結果、その契約額も再契約を締 結し決済している。本事業は、対象となる家庭及び子どもがいるという情報を、各社会福祉協議会に 吸い上げるとともに、事業の対象者が相談・申込して初めて事業が開始される。事業が順調に遂行し ない要因としては、各社会福祉協議会に情報を集める段階と、対象となる家庭及び子どもが実際に事 業に申し込む段階それぞれに存在する。

社会福祉協議会に情報を集める段階においては、そもそも社会福祉協議会がどんなことをやっている団体か、またその役割が何かについての周知が進んでおらず学校もそれについて理解していないことが挙げられる。

また、仮に社会福祉協議会に本事業対象者がいることが伝わり、対象となる家庭及び子どもに本事 業関係者がアプローチをしたとしてもひきこもりや不登校の子ども及びその親は、学校関係者等へ の拒絶感を持っている場合が少なからずあり、なかなか事業への関心を持つに至らないことがある。

ひきこもり、不登校の子どもは、その期間が長期化するほどその後の対応は難しくなることが経験的にわかっており早期発見が遅れるとその後の対応がより困難になってしまう。しかし、本事業を最初に開始した県内2町では、その事業対象者が確実に増加しており事業への周知がなされれば、本事業の対象者が増加することが判明している。そこで、本事業の対象者を増やすためには、

- ・情報を吸い上げる各社会福祉協議会の役割を学校関係者へ周知させる
- ・早期発見早期対応するための社会福祉協議会と学校関係者の連携を深める
- ・スクールソーシャルワーカーを増加させ学校関係者だけでなく、事業の対象となる子どもと社会の関係を増大させる
- 事業の対象となっていない市町村に対しても事業周知する
- ・地域の民生・児童委員・学校・社会福祉協議会の連携について本事業を周知することで進める

等が考えられる。

是非当該事業が多くのそのような環境にある子ども達の貧困の連鎖を断ち切るための一助となるよう社会福祉協議会、学校及び民生・児童委員等の協力及び連携が得られることを切に希望する。

Ⅵ. 保健·疾病対策課

1. 心身障害発生予防事業

(1) 監査の結果

特に記載すべき事項

(2)監査の意見

①業務完了報告書の検証について(意見20)

心身障害発生予防事業における難聴児支援センター事業については、国立大学法人信州大学に業務委託して事業を実施している。業務開始時には業務実施計画書に添付して収支予算書が提出され、業務完了時には業務完了報告書に添付して収支決算書が提出されている。収支予算書と収支決算書に記載されている支出内容は次のとおりである。

表 難聴時支援センター事業における支出項目

公 知识人及 [27] 中本 [2007] [0人口							
支出項目	収支	予算書	収支決算書				
	金額(円)	割合(%)	金額(円)	割合(%)			
報償費	230,000	18.5	75,920	6.1			
需用費	700,000	56.4	793,832	64.0			
役務費	181,000	14.6	247,600	19.9			
使用料及び賃借料	130,000	10.5	123,648	10.0			
計	1,241,000	100.0	1,241,000	100.0			

(出典:県提供資料より監査人作成)

報償費をみると、収支予算書においては 230,000 円で支出額全体の 18.5%であるのに対し、収支 決算書においては 75,920 円で支出額全体のわずか 6.1%にとどまっている。逆に需用費は 56.4%か ら 64.0%に、役務費は 14.6%から 19.9%に、それぞれ上昇している。

このように収支予算書と収支決算書では、支出項目の構成割合に大きな違いが生じているが、県はこれに対して詳細な調査を実施していない。

委託契約は、県が実施する事業について、その業務を受託者に委託するものである。県が実施する 業務であるからには、予算と実績を比較して金額の側面からも業務を評価し、収支決算書の内容に不 明点等があれば、これを調査して内容を把握する責任があると考えられる。

委託業務においては、業務完了報告書を入手するのみならず、その内容を検証し、不明点等は調査を実施したうえで、事業の評価をより的確なものとすることができるよう、委託事業における業務完了報告書の検証について見直しを検討していくことが望ましい。

Ⅷ. 障がい者支援課

1. 障がい児(者)地域療育等支援事業

(1)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(2)監査の意見

(1) 療育コーディネーターの設置事業における契約額について(意見21)

療育コーディネーターの設置事業における委託先である社会福祉法人等との契約額については、 年初に社会福祉法人等から入手する「障がい児(者)地域療育等支援事業(療育支援施設事業)実施 計画書」他に基づき、障がい児等療育支援事業契約額を取り決めている。

ここで契約額は、実施事業のうち「在宅支援訪問療育等指導事業」、「在宅支援外来療育等指導事業」及び「施設支援一般指導事業」については従量制として各々の県が積算した1件当たりの単価に各々の事業実施見込み件数を乗じて決定している。

しかし、年度末に各保健福祉事務所は社会福祉法人等から 1 年間の事業実施件数の実績の報告を受け、障がい者支援課ではその実績を集計しているが、この事業実施計画件数を上回る状況となっている。

事業実施件数の報告の際には、年度当初計画件数を上回る理由について事業実施内容を精査する 必要がある。特に本事業の実施内容について外部第三者に合理的に説明できるようにするとともに、 障がい保健福祉圏域ごとに適切な予算措置を図る必要がある。

2. 障害児施設給付費等支弁事業-障害児通所施設給付費

(1)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(2)監査の意見

①事業費の重要な増減分析及びモニタリング方法について(意見22)

障害児通所施設給付費は障がい児の増加他の理由により、平成26年度は404,180千円であったが、 平成30年度は951,135千円と、近年著しく増加している。

現在、障がい者支援課は、現地機関である県内 10 ケ所の保健福祉事務所ごとの事業費の推移については把握しているが、事業主体である各々の市町村単位での事業費の推移の資料を整備していない。

市町村は、市町村障害児福祉計画に基づき計画的にサービスを支給しているところであるが、市町村ごとの事業費の推移を作成し、重要な増減については原因・背景等を分析することが今後の予算策定上役立つものと考える。

また、各保健福祉事務所が実施している実地診断についても、給付事務の適切性のほか、計画との 相違が大きい市町村については、その原因分析を市町村とともに実施していくことも県の市町村モ ニタリング上有効であると考える。

3. 社会福祉施設等整備事業-入所及び日中系サービス施設等の創設及び大規模修繕

(1)監査の結果

①補助事業者からの報告書入手漏れについて(結果3)

県は補助事業者より、「社会福祉施設等整備事業補助金交付要綱」第8条に基づき「社会福祉施設等整備事業着工報告書」、第9条により「社会福祉施設等整備事業進ちょく状況報告書」及び第10条により「(1)社会福祉施設等整備事業実績報告書」、「(2)精算額内訳書」、「(3)事業実績報告書」、「(4)補助事業に係る歳入歳出決算(見込)書の抄本」の提出を求めることとなっている。

平成30度の対象事業の内1件、口頭での報告を受けているが、第9条に定める「社会福祉施設等整備事業進ちょく状況報告書」を入手していない。

工事の入札・契約・施工等の完了検査については確認事項のチェックリストを設けて実施されていることから、補助金交付要綱上必要な届出についてもチェックリストを設けることが必要書類の徴取漏れを防ぐことに有効と思われる。

(2) 監査の意見

特に記載すべき事項はない。

Ⅷ. 労働雇用課

1. ジョブカフェ信州運営事業

(1)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(2)監査の意見

①ジョブカフェ信州利用者の就職率のデータの採り方について(意見23)

ジョブカフェ信州利用者の就職率は、ジョブカフェ信州運営事業の成果指標となっており、事業の 成否を測る上でも重要な指標となっている。その指標は、ジョブカフェ信州の新規登録者とその登録 者の就職決定確認者の割合で表現しているもので、ジョブカフェの所轄官庁である厚生労働省への 報告もこの就職率を指標として報告が求められているものである。松本センター及び長野分室別の 就職率の内訳を見ると松本センターと長野分室で大きく就職率が異なっていることがわかる。これ は、松本センターと長野分室でデータの採り方に差異があることが原因となっている。松本センター は、併設のヤングハローワークと共同でセンターを運営しているが、就職希望者は、まずジョブカフ ェ信州とヤングハローワーク共通の受付で登録後、来所者の希望を聞き、実際に就職先を探している 場合、ヤングハローワークで対応し、就職したことが無く、コンサルティングが必要な来所者はジョ ブカフェ信州で対応するという体制で対応する。この松本センターの就職率は、ジョブカフェ信州と ヤングハローワーク共通の受付で登録した人数を母数とし、実際に就職した人数を分子にとった就 職率を使用している。しかしこの就職した人は、共通の受付で登録後、ヤングハローワークは利用し たが、ジョブカフェ信州を全く利用していない人も就職率の算定上、松本センターの実績に結果とし て含まれている。事業を評価するうえでは、その事業を実際に利用した人数とその成果である就職者 の割合で評価することが必要であるが、松本センターの就職率がそのような実際の利用者の割合に なっていない点で事業性評価の指標として適切であるか検討することが望まれる。

②長野分室の在り方について(意見24)

長野分室は、松本センターのようにハローワークとの協業ができていない。ヤングハローワークは、国の事業であるが、国の予算として1県に1か所しか認めていないため、結果として松本にしか設置できない。そのため、東北信の事業希望者がいたとしても松本センターしかない状況だと地理的に利用できない人がいるということで長野にサテライトオフィスとして長野分室を開設している。この長野分室は、新卒応援ハローワークと同じ建物の同フロアにあるものの松本センターのように地理的にもシステム的にも離れた運用をしているため、新卒応援ハローワークと連携はしているものの松本センターと同程度の協業を行う体制にはなっていない。ジョブカフェ信州が想定している若年者は、就職経験がないまたは、就業経験が浅くそもそも就職活動をどのように行っていくかを把握していない人も多い。その中で、個人個人の適正を把握し、ハローワークに行く段階よりも前にコンサルティングを行うジョブカフェ信州は、非常に意義深い事業である。上記意見①でもあるように松本センターと長野分室の就職率の算定に相違があるとしても新卒応援ハローワークとその物理的に離れた場所で運営されており、新卒応援ハローワークのシステムが利用できない状況で運営している

中で、松本センターのように効率的に運営ができているかを把握するのは困難である。そのため、協業している松本センターと長野分室にこれだけの大きな就職率の差異が生じている理由に、その協業の可否が含まれている可能性は否定できない。ハローワークを運営するのは国であり、ジョブカフェを運営するのは県と運営主体が異なり、その協業が難しいのは想像に難くない。しかし、そもそも松本のヤングハローでできている協業でありお互いに目的を共にする行政機関として協業することは可能であると考えられる。そこで長野分室も松本センターのようによりハローワークと共同してセンターを運営していくことを検討していくことが望まれる。

2. 信州正社員チャレンジ応援事業

(1)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(2)監査の意見

①事業の効率性及び成果指標について(意見25)

ジョブカフェ信州正社員チャレンジ事業は、他の都道府県では、東京都と埼玉県で同様の事業を行 っている。本事業費は、他県と比較しても突出して高いものではない。採用企業側に対する本事業に 関するアンケートでも「正社員として雇用する前にお互いの見極めができる」、「毎年入社していただ いている」など高評価が多く、また事業参加者へのアンケートでもこの支援を受けられたことで就職 できた、担当者のフォローのおかげで就職に近づけたなど双方にとってメリットが大きい事業であっ たことがうかがえる。これは、ハローワークなどで行う通常の職業紹介とは異なり、きめの細かい就 業支援を行っていることと、実際の職場で働くことで業界・会社への理解をした上で働くことで雇用 者・就職者双方に大きなメリットがあると考えられる。しかし本事業にかかる一人あたりの事業費 は、100万円弱と長野県が行っている他の就業支援事業と比較しても比較的高額であり期待される効 果も求められる。また事業参加者には、採用選考時に筆記試験を課すなど通常の職業紹介の枠を超え た事業を行っている。この点においては、単に事業の参加者をどれだけ正規雇用につなげたかという 正規雇用率だけをもってその事業の有用性効率性を把握するのは難しい。一方で、本事業の目的は、 人材確保に苦慮する県内企業に若年人材雇用の支援を行う目的も有する。企業にとっては、有用な人 材を長期的な視点に立って採用することが望める本事業は、その意義が非常に大きく、実際の参加企 業からの評価も高いというアンケート結果も確認している。この事業の特色は企業側の協力が初めか らある点であり、企業が継続的に事業に参加してもらえないと本事業の継続そのものが難しくなって しまう。その点において、本事業に参加した企業の満足度及びその事業の参加者(正規雇用者)の定 着率は、事業の成果を把握する点で重要と考えられる。そこで、成果指標として、採用後1、2年間 程度の定着率等も成果指標に挙げることが望まれる。

3. 就職困難者のための就職サポート事業

(1)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(2)監査の意見

①事業を担当する行政嘱託員について(意見26)

当該事業は、障がい者、母子家庭の母等就職困難者に対象を絞った自治体が行う無料の職業紹介事業でありその根拠法令は、職業安定法第二十九条に規定されている。

就職困難者は、一般に就職を希望する者だけに施策を行っただけでは足りず、雇用者側への対応も 必要な場合も多く、一般の就職希望者が利用するようなハローワーク等の職業紹介所が提供するサ ービスだけでは就職が難しい場合が多い。また民間の就職あっせん業者は、就職困難者に対応してお らず、民間での対応はさらに困難である。そこで本事業は、長野県独自の事業として、就職希望者だ けでなく、企業側への雇用を促すために企業を訪問し求人を開拓することでマッチングを行ってい る。この求人開拓員の職務は、求人開拓員業務運営要領にあるように対事業所への業務として未開拓 求人の把握、事業所情報の把握、受入れのための事業主の業務・改善指導・助言、職場定着のための 事業主への指導・助言等雇用する事業所への業務を重要視している。この業務は、地域振興局に配置 した5名の求人開拓員が行っており、企業訪問件数は、年間4千件前後に及ぶ。またこの企業訪問か ら求人を開拓した結果がその先の就職に結びつくため求人開拓員と企業の属人的な結びつきも大き く個々の求人開拓員の経験に負うところが大きい。しかし当該事業は、行政嘱託員が行っている業務 であり、本事業では、最長で5年と規定されている。そのためどんなに企業との結びつきがあった嘱 託員であっても 5 年でその関係が終了してしまう点でそれまでの事業の蓄積がリセットされてしま う恐れがある。行政嘱託員は、単年度で事業を行っていく行政において適切に事業を遂行するために 有期で雇用する制度であり、有期の事業を行うために適した制度である。しかし本制度の対象となる 就職困難者は、障がい者、母子家庭の母等今後もそのような対象者は継続的に発生することが想定さ れ、かつ対応できる機関は、民間ではなく行政機関である県だけであるとすれば、有期で行う事業と して考えるのではなく継続的に県が関与するような仕組みを整えることが望まれる。また、仮に県が 直接、事業として継続的に関与することが難しいとしても現在、属人的になっている行政嘱託員のノ ウハウを次の行政嘱託員に引き継ぐ体制を構築する等の体制構築の検討は必要である。

4. 多様な働き方普及促進事業

(1) 監査の結果

①中小企業における長時間労働削減支援事業の成果の把握及び分析について(結果4)

本事業は、時間外労働の削減等の働き方改革に取り組もうとする中小企業に対して、業務の見直し や作業効率化のための IT 化・省力化などを支援する専門家チームを派遣するとともに、得られた効 果や成功事例を「見える化」して発信することにより他企業への波及を図るものである。その内容は、 モデルとなる企業を選定し当該企業の支援計画を策定し、中小企業診断士・社会保険労務士等の専門 家も派遣したうえで実施後に、モデル企業の時間外労働時間、年次有給休暇の取得状況の把握・モデ ル企業へのアンケート調査を実施するなどによりその効果を検証することとしている。ここで仕様書 の一部に、定量的な時間外労働時間、年次有給休暇の取得状況のデータの収集及び分析とその結果を どう時間外労働時間の削減、または生産性の向上につなげるかを検証することが求められている。ま たモデル企業の従業員にアンケート調査を取り、従業員の仕事に対する意識や満足度の変化を訂正的 に分析することも求められている。行政が行う事業は、例えば県外から県内への移住者の増加、雇用 の増加、農産物の収穫量の増加などその効果を定量的に測れる事業と、福祉分野などの定量的には測 りづらいが定性的に分析が可能な分野に分けられる。本事業は、まさに定量分析が可能であり、しか もその分析結果を、実際に県内企業の時間外労働時間の削減や、有給休暇の取得率に向上につなげる ことを求めているこの仕様書の内容は、定性分析が行われることが多い行政の事業において、事業の 本質を捉えた妥当なものであると考えられる。しかし、本事業を受託した事業者からの実施報告書・ 完了報告書には、シンポジウムに関する記述はあるものの上記仕様書に記載された内容に関しては触 れられていない。当該シンポジウムでの一部のモデル企業の発表内容に、時間削減にかかる陳述があ ったものの県への報告書等でこの内容を確認することはできなかった。またシンポジウム参加者への アンケートにも、最終的にどうすれば中小企業において時間外労働の削減等が可能なのかの具体策が ないとの記述があるが、モデル企業の発表においていくつかの時間外労働時間の削減に関する取組の 陳述はあるものの収集したデータをどのような具体的な取組へと波及させていくのかの検証がされ ていない。現在の中小企業等における労働環境を考えると、一朝一夕に時間外労働時間の削減が可能 ではないかもしれないが、少なくとも様々な施策を考え、その効果を定量的に測って初めてその施策 の有効性が把握できるのであり、事業における定量分析とその分析を踏まえた施策へのフィードバッ クは非常に重要と考えられる。この内容を本事業に照らして検討すると、データを収集し、分析及び 効果の検証をし、その具体的な取組内容をシンポジウムで県内企業へ発信することによって初めて本 事業の仕様書に求められている事業の目的達成ができるのである。当該対応が十分になされていない 現状では、効果検証・報告内容が不十分である。また、本事業は、平成30年度に終了している事業 ではあるが、本事業に限らず、行政の事業で定量分析が可能なものについては、出来得る限りそのデ ータを収集・分析するともに事業などの施策へのフィードバックを行うことが望まれる。

(2)監査の意見

特に記載すべき事項はない。

IX. 現地機関

1. 児童相談所(中央児童相談所・松本児童相談所・児童相談所広域支援センター)

(1)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(2)監査の意見

①児童福祉司の配置について(意見27)

児童福祉司の配置標準は、各児童相談所の管轄地域の人口 4 万に 1 人以上配置することを基本とし、全国平均より虐待対応の発生率が高い場合には業務量(児童虐待相談対応件数)に応じて上乗せを行うこととして政令に規定するとしている。

平成30年12月18日に児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定として児童虐待防止対策体制総合強化プラン(案)(以下「強化プラン(案)」という。)が公表された。強化プラン(案)には児童相談所の体制強化が掲げられており、児童虐待相談及びそれ以外の相談を併せた児童福祉司一人当たり業務量が50ケース相当から40ケース相当となるよう、児童相談所の管轄区域の人口を4万人から3万人に見直すとしている。

管轄地域の人口3万に1人以上の児童福祉司を配置するという新基準について、平成31年4月1日現在の人口を基準にすると長野県の必要配置数は70人と試算され、現状では13人不足する。なかでも中央は6人、松本は4人不足することになる。

児童福祉司の増員については、全体計画が終了する 2022 年度まで経過措置が適用され、令和元年度目標を達成できなくても配置基準に反していることにはならないが、2022 年度までに目標が達成できるよう、計画的に対応を図っていく必要がある。

②児童心理司の配置について(意見28)

児童相談所運営指針は児童心理司について、「児童福祉司2人につき1人以上配置することを標準とする。なお、地域の実情を考慮して必要に応じ、この標準を超えて配置することが望ましい。」としている。

47 都道府県の児童福祉司の配置数に対する児童心理司の配置数の割合をみると、最も高いのは石川県の88.9%、最も低いのは新潟県の24.4%、47 都道府県の平均値は50.7%であった。長野県は37.3%で、平均値を13.4ポイント下回り47 都道府県で40番目であり、児童心理司の配置数は他の都道府県よりも少ない状況にある。

強化プラン (案) では児童心理司について、2024 年度までに児童福祉司(里親養育支援児童福祉司及び市町村支援児童福祉司を除く。) 2人につき 1 人配置することとし 2022 年度までに全国で 790 人程度増員するとしている。また、児童相談所に配置する児童心理司の配置人数に関する基準を法令上に規定することを検討するとしている。児童心理司の配置人数に関する基準が法令で規定された場合には大幅な増員が必要となる。児童心理司について長野県は、計画的に増員していくことが望ましい。

③業務の効率化について(意見29)

長野県は近年、児童相談の受付件数が増加傾向にあり、平成30年度は5,936件、前年度比547件増(+10.2%)と大幅に増加しており、受付件数の増加傾向は今後も続く可能性がある。国においても、児童虐待に関する対策強化の一環として、児童相談所及び市町村の体制・専門性の強化等が講じられており、このような状況を鑑みると、児童相談所の役割はますます重要となり、それに伴って業務量が拡大していくことが推測される。そのような状況を考慮すると、長野県内の各児童相談所は、既存業務のより一層の効率化に努めていく必要がある。

業務の効率化については、契約事務の効率化を図ることも一つの方法である。

児童相談所は、子どもの安全確保やアセスメントのため、家庭から離す一時保護を行っているが、 この一時保護は、児童相談所内で行う場合と外部に委託して行う場合がある。

この委託契約は、毎年度、随意契約を締結しているが、業務内容は、児童福祉法第33条に基づく 児童の一時保護として法定されたものとなっており受託者に裁量の余地はない。委託料も県が定め る「児童福祉法による児童入所施設措置費等交付要綱」に基づいており受託者に裁量の余地はない。 競争性を競う性質とは言えず、事業内容、委託料など受託者に裁量の余地がないことを踏まえると、 契約事務の効率化、簡便化に努めることが事業のあり方にかなうと考える。

県においては、児童相談所の業務の効率化により一層努めていく必要がある。

(4)要保護児童対策地域協議会について(意見30)

児童家庭相談への対応は、平成16年の児童福祉法等の改正により、児童相談所とともに市町村が担うこととなり、児童虐待の通告先としても付加された。

市町村が住民に身近な第一義的な相談窓口として、地域の要保護児童対策地域協議会(以下「地域協議会」という。)を活用して児童及び家庭を支援することとされ、児童相談所は専門的相談への対応と市町村への後方支援に特化する2元的相談支援体制となった。

虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るためには、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要であるとして、要保護児童等に関し、関係者間で情報の交換と支援の協議を行う機関として地域協議会が法的に位置づけられている。

平成29年3月31日に厚生労働省から各都道府県知事及び指定都市市長に宛てて発出された「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について」(以下「指針」という。)によると、地域協議会は地域の実情に応じて設置・運営されるものとして、各都道府県知事及び指定都市市長に対して、そのことを管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等に周知することを要請している。

このことについて、現在は、県内市町村が設置・運営している各地域協議会が、地域の実情に応じて設置・運営されているのか、また、各地域協議会が、指針の趣旨にしたがって運営されているのかなどを確認する術がない。

児童相談所と市町村の役割がますます重要となるなか、県内の地域協議会が地域の実情に応じて 設置・運営されているのか、指針の趣旨にしたがって運営されているのかなどを確認する方法を検討 していく必要がある。

2. 松本あさひ学園

(1)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(2)監査の意見

①インターネットバンキングの使用に関するルールの明確化について(意見31)

松本あさひ学園において指定管理者である事業団は、経費等の支払いについてインターネットバンキングを使用している。

インターネットバンキングの使用については、指定管理者においてそのルールが明確となっておらず、たとえば、入力内容の承認手続なども明確になっていない。

インターネットバンキングでは、土日祝日を含め入力日以外の振込・振替を指定する予約入力を行っている。その後、入力内容を紙で出力し、入力内容の承認を行っているが、現状では入力者と承認者が同一者となっている。預金管理や経費管理においては、入力内容を入力者以外(上長等)がチェックする仕組みが必要であり、入力者と承認者が同一者であることは望ましくない。上長は、月末時にはチェックを行っているとのことだが、貸借対照表の現金預金残高と通帳残高の照合に留まっており、入出金の中身をだれがどのようにチェックすることについてのルールが明確となっていない。インターネットバンキングの使用においては、そのルールを明確化するよう県は指定管理者と協議を行う必要がある。

②備品の現物と台帳の照合について(意見32)

指定管理者は、年1回、管理物件について台帳と現物との照合を行い、その結果を県に報告している。このことについて県と指定管理者との間で報告書の形式が明確となっておらず、見直しが必要である。

現状では、管理備品の写真を送っているが、当年度に台帳と現物との照合を行った際に撮影したものではなく、過年度に撮影したデータをそのまま報告に用いている。

管理物件についての台帳と現物との照合については、台帳を紙に出力して、それをチェックリストに用いて現物照合を行うことが一般的と思われる。その場合、現物照合に使った台帳を送付することが一つの方法であり、また、台帳に記載はあるが現物が確認できなかったもの、ないしは現物はあるが台帳に記載がないものを別途リストアップして報告することも一つの方法である。

いずれにしても現物照合の結果の報告のあり方について県は、指定管理者と協議しておく必要がある。

③寄付受けした和太鼓の管理について(意見33)

松本あさひ学園には、入所者が参加している太鼓クラブ(松本あさひ太鼓)が設置されており、園 所在地区の夏祭・文化祭等で演奏を披露している。

松本あさひ太鼓が演奏に使用する和太鼓は寄付受けしたものであるが、寄付台帳が作成されておらず数量管理が行われていない。現状では、県及び指定管理者とも和太鼓の金額的価値を正確には把握していないが、一定の価値はあるとしており、管理物件に該当する価値を有する可能性もある。

和太鼓について指定管理者は寄付台帳を作成し数量管理を行うよう、県は指定管理者と協議する 必要がある。

④寄付金の受け入れについて(意見34)

当学園の事業内容に感銘を受け寄付したいとした地域住民がいたとしても現状は、寄付ができない状況にある。理由としては、当学園は、県の指定管理制度のもとに運営されているためその運営に必要な経費は、県が積算をしたうえで委託料として全額支払いを行っている。仮に松本あさひ学園であているででででであれてしまうと、当該金額だけ委託料を減額されてしまうため松本あさひ学園では、受け入れることはできない。指定管理を受託している長野県社会福祉事業団は、松本あさひ学園を運営している管理者であるため、松本あさひ学園に寄付をしたいとすれば、その指定管理者である長野県社会福祉事業団が寄付を受け入れ結果としてその事業費に充てるという方法も考えられるが、現在の県の見解からすると、直接的に松本あさひ学園のための寄付を受け入れることも難しいとしている。長野県社会福祉事業団の事業には、公益目的があり実際にわが国の寄附金税制においても寄附金税制の対象になることが定められている。そのため、もし松本あさひ学園に寄付したいとする者がいたとすると、その運営主体である長野県社会福祉事業団に寄付することにより寄付者は、その思いを達成することができるとともに寄付金を寄附金税制の対象とすることにより税務上のメリットを達成することもできる。

寄附金税制は、本来寄付を希望する者がその対象となっている事業等に感銘を受けその事業者に寄付を行うものであるが、ふるさと納税等の影響もありその認知度は上がってきている。事業に関する共感から寄付をするきっかけにその税制を利用することはその趣旨に反しておらずまた長野県社会福祉事業団が行っている事業の周知をすることにもつながるため同事業団が積極的に寄付を募っていく姿勢を見せることは今後の県政を行っていくうえでも重要なことである。これは、長野県社会福祉事業団に限らず、県における寄附金税制の担い手になり得る事業者は、その事業を周知していくとともに寄付の対象となることを積極的にアピールしていくことが望まれる。

3. 信濃学園

(1)監査の結果

特に記載すべき事項はない。

(2)監査の意見

①今後の施設のあり方について(意見35)

信濃学園の在り方については直前では平成19年から平成20年にかけて有識者により「信濃学園あり方検討会」で検討がされたが、以降あり方検討会は開催されていない。

信濃学園には現状下記の課題があると考えられる。

- ・現在長野県では、県有施設の老朽化が問題となっており、その建替え、改修に必要な予算の大幅な増額が見込めないため、計画的に修繕・改修を実施、施設の長寿命化を図っている。信濃学園においても昭和59年建設の建物は老朽化が進んでいて、平成30年度には「エアコン設置工事」及び「屋根改修工事」が行われた。今後更なる取り換え、修繕等の増加が見込まれている状況にあるが、今後の設備投資計画につき外部有識者の意見も反映する必要がある。
- ・定員数は直前の「信濃学園あり方検討会」で利用状況等を判断した結果、60名から30名に縮小した。しかし、措置による利用者増他により、新規入所者が少なく入居待機者が恒常的に存在している状況にある。
- ・障がい児の増加他から短期入所の需要があるにもかかわらず、現状、信濃学園では空床型短期入所 のため、定員1名のみである。

上記課題他について概ね 10 年間開催されていない有識者による「信濃学園あり方検討会」により、今後の信濃学園のあり方を検討することは有意義であると考える。

②未使用備品について(意見36)

県所有の信濃学園に係る備品についての現物確認、使用状況を取りまとめた「備品点検記録(照合表)」を閲覧したところ、全件現物が存在するとのことであった。しかし、「備品の状況・使用状況等」として「未使用・要処分」に区分されている備品があった。

該当備品について、県の他の施設において転用可能か否かを確認したうえ、利用不可と判断された 場合には、速やかに処分を実施できるよう適宜取り組んでいく必要があると考える。

③指定修繕委託料について(意見37)

県は事業主体として信濃学園の土地、建物を公有財産として所有しているが、運営は指定管理者に 委託している。

平成30年度に信濃学園では大規模工事である「エアコン設置工事」及び「屋根改修工事」が行われた。県の公有財産に係る工事であるため県の資金負担で実施されたが、施設特性上、指定管理者に工事の管理業務を委託することが適当であるため、指定管理者に支払うために「工事請負費」ではなく「委託料」として支出し、指定管理者が一般競争入札することにより選別した工事業者との請負契約により工事を完了させている。

県は固定資産の移動情報等を把握し、「統一的な基準による地方公会計」に基づく固定資産台帳及

び財務諸表を整備するために固定資産情報に関する調査を実施しており、委託料についても県有施設における資本的支出にかかるものについては、固定資産台帳に記載されるよう、工事にかかった費用を計上している。当該工事についても令和元年度に実施した調査の際に計上している。

県は指定管理者に委託した資本的支出にかかる工事費等について、固定資産台帳上の漏れがないように、上記調査時には確実に計上するよう留意する必要がある。